

# 入間市障害者福祉プラン

平成30～32年度  
入間市障害者計画  
入間市障害福祉計画  
入間市障害児福祉計画

～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～



平成30年3月  
入間市

# 目次

## 第1部 総論

### 第1章 プランの概要

- 1 入間市障害者福祉プランの改訂にあたって・・・・・・・・・・ 1
- 2 プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 プランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第2章 入間市における障害者等の現状及び将来推計

- 1 身体障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 知的障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 精神障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 難病患者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第2部 入間市障害者計画

### 第1章 基本方針・重点課題・施策の体系・・・・・・・・・・ 11

### 第2章 個別の施策

- 基本方針1 健康と暮らしをまもる施策・・・・・・・・・・ 14
- 基本方針2 地域で暮らしていくための支援・・・・・・・・・・ 20
- 基本方針3 障害のある子どもとその家族への支援・・・・・・・・ 26
- 基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・ 29
- 基本方針5 権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 第3部 入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

### 第1章 障害福祉サービス・障害児通所サービスの全体像・・・37

### 第2章 平成32年度における目標値

- 1 施設入所者の地域生活への移行者数・・・・・・・・・・45
- 2 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・46
- 3 福祉施設から一般就労への移行者数・・・・・・・・・・47
- 4 就労移行支援事業の利用者数・・・・・・・・・・48
- 5 就労移行支援事業所の就労移行率・・・・・・・・・・49
- 6 就労定着支援による職場定着率・・・・・・・・・・50
- 7 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保・・・51

### 第3章 見込量の設定について

- 1 指定障害福祉サービス・・・・・・・・・・52
- 2 計画相談支援・地域相談支援事業・・・・・・・・・・52
- 3 地域生活支援事業・・・・・・・・・・53
- 4 障害児支援事業・・・・・・・・・・54
- 5 障害児相談支援事業・・・・・・・・・・54

### 第4章 指定障害福祉サービスの見込み

- 1 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）・・・55
- 2 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）・・・57
- 3 住まいの確保（居住系サービス）・・・・・・・・・・61
- 4 計画相談支援・地域相談支援・・・・・・・・・・63

### 第5章 地域生活支援事業の見込み

- 1 理解促進研修・啓発事業・・・・・・・・・・64
- 2 自発的活動支援事業・・・・・・・・・・64

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 3 | 相談支援事業                   | 65 |
| 4 | 日常的な活動への支援事業             | 66 |
| 5 | 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター） | 69 |
| 6 | その他の事業（任意事業）             | 70 |

## 第6章 障害児支援事業の見込み

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 障害児通所支援                               | 72 |
| 2 | 障害児相談支援                               | 73 |
| 3 | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する<br>コーディネーターの配置 | 74 |

## 第4部 計画の推進に向けて

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 推進体制         | 75 |
| 2 | 計画推進のための進行管理 | 76 |

## 第5部 関係資料

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 入間市障害者福祉審議会条例        | 77 |
| 2 | 入間市障害者福祉審議会委員名簿      | 78 |
| 3 | 入間市障害者福祉プラン策定の経過（概要） | 80 |
| 4 | 諮問書                  | 81 |
| 5 | 答申書                  | 82 |
| 6 | 用語集                  | 83 |



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

# 第 1 部 総 論

## 第1章 プランの概要

### 1 入間市障害者福祉プランの改訂にあたって

\*～ とある語句は、巻末に用語解説があります。

#### (1) 障害者施策に関する近年の動向について

前プランである『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～【3ヵ年計画】』が策定された平成 27（2015）年 3 月以降、障害者施策に関しては以下のような動きがありました。

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 28（2016）年 4 月から施行されました（一部は平成 30（2018）年 4 月）。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28（2016）年 4 月から施行されました。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があるため、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う共生社会の実現のために成年後見制度の利用を促進することを目的とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、平成 28（2016）年 5 月から施行されました。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正され、平成 30（2018）年 4 月から施行されます。

また、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行うことを目的として「児童福祉法」が一部改正され、平成 30（2018）年 4 月から施行されます。

- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を目的とした介護保険法等の一括改正において、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスを位置づけることを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正され、平成 30（2018）年 4 月から施行されます。

(2) 新しい『入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～』の策定について

この『入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～』の策定にあたり、平成 29 年 2 月 6 日から 3 月 14 日にかけて障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

平成 29（2017）年 3 月 8 日に開催された平成 28（2016）年度第 3 回入間市障害者福祉審議会では、今後どのように取り組んでいくか検討が行われました。

市では、入間市障害者福祉審議会での検討結果を踏まえ、次のような方針・方法で策定作業を進めていくこととしました。

- 新プランの全体構成は、現プランと同様とし、大幅な見直しはしない。
- 個別施策については、施策の重点化を図るため、新プランの計画期間（3年間）で特に行うべきことに絞ったものとする（従来から行われている個別施策については、プランに盛り込まなくても継続する。）。
- 障害者福祉プランの上位プランである入間市地域福祉計画との整合性を図る。
- 個別施策の見直しについては、「地域生活支援部会」「こども部会」「啓発部会」の 3 部会に分かれ、障害者福祉に関するアンケート調査の結果を参考にするとともに、\*入間市障害者自立支援協議会、\*入間市障害者基幹相談支援センター等の協力を得ながら、それぞれが担当施策の検討を行う。



(3) 新しい『入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～』の構成について

本プランの構成は、目次に示すように大きく5部から構成されています。

第1部は、総論で、2つの章を設定しました。第1章は、本プランの概要について示し、第2章は、本市における障害者等の現状と将来推計を示しています。

第2部は、「入間市障害者計画」で、2つの章を設定しました。第1章では、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間に取り組むべき障害者のための基本方針、重点課題及び取り組むべき個別施策の体系を示しています。第2章は、5つの基本方針、前期プランの評価やアンケート調査の結果を踏まえて検討した9つの重点課題とそれに係る計14の個別の施策を示しています。

第3部は、「入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画」で、6つの章を設定しました。これは、障害者総合支援法に規定されている「市町村が定めるべき障害福祉計画」、児童福祉法に規定されている「市町村が定めるべき障害児福祉計画」としてまとめたものです。第2部の個別の施策と一部重複する部分もありますが、国の示した指針等に基づき、具体的な目標値や各サービスの見込量等を定めたものです。

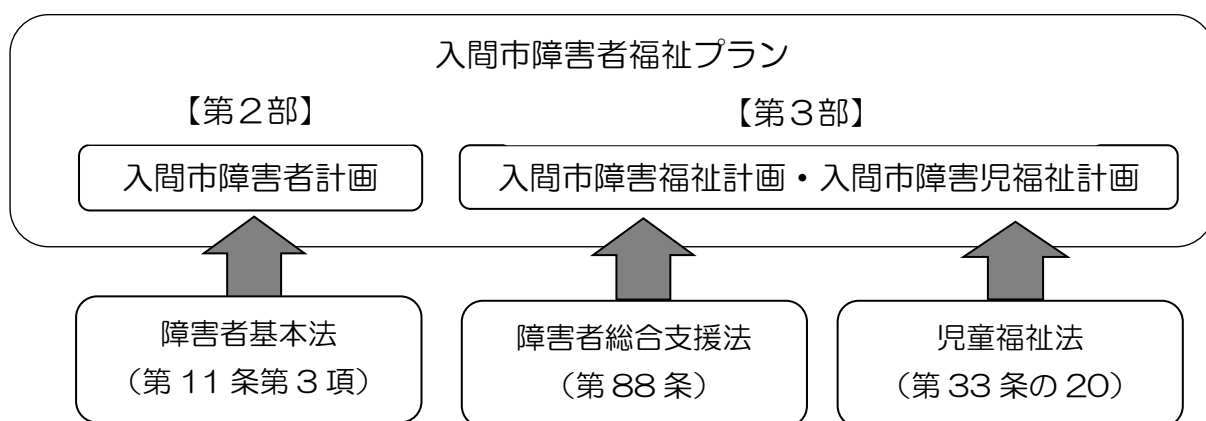
第4部は、本プランに基づく施策を充実させ、効果的に実施するための連携や、計画推進のための進行管理等について示しています。

第5部は、本プランの策定に伴う関係資料を添付しました。

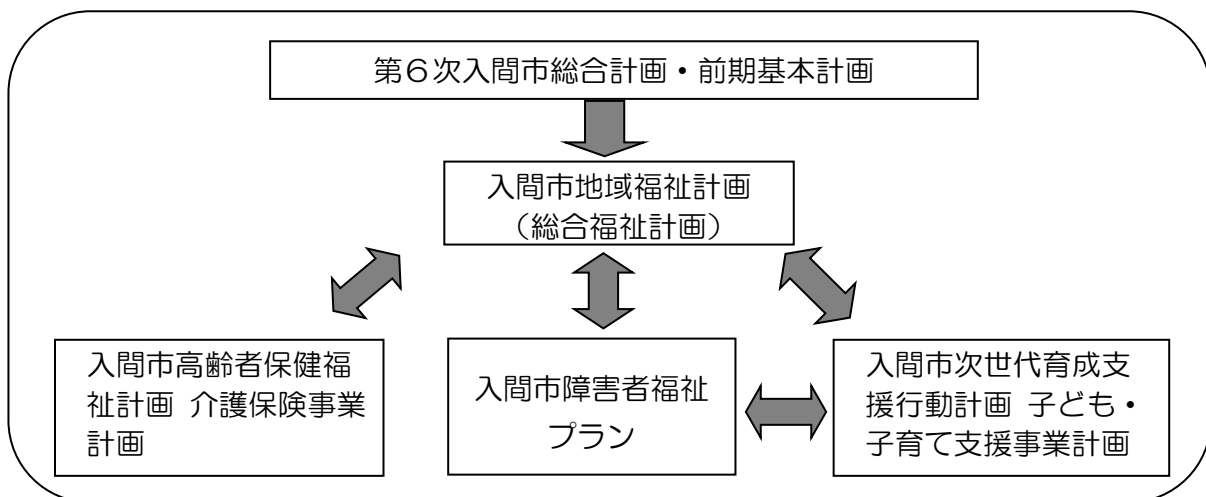
## 2 プランの性格

- 本プランは、平成 27（2015）年 3 月に策定した『入間市障害者福祉プラン～思いやり みんなで支える いるまの暮らし～』を引き継ぐものです。
- 本プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定められた「障害児福祉計画」として位置付けられるものです。
- 本プランは、国の障害者基本計画及び埼玉県第 5 期埼玉県障害者支援計画を基として、さらに第 6 次入間市総合計画、入間市地域福祉計画、入間市次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りつつ、入間市の障害者施策の基本方針、施策の方向性を示すものです。

### 【プランの法的位置付け】



### 【市の他計画との関係】



### 3 プランの基本理念

ここに策定した『入間市障害者福祉プラン』の理念は、国や県の障害者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画を継承しつつ、平成 26（2014）年に障害者権利条約が批准され、平成 28（2016）年に障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、以下の 3 点を基本理念としました。

- (1) 障害のある人も障害のない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進します。
- (2) 障害のある人の基本的人権を守り、障害のある人の意思決定を支援する施策を推進します。
- (3) 障害のある子ども障害のない子ども、地域で共に暮らし、共に学び、共に成長していくことができるように保育・教育の環境を整備する施策及び家庭を支援する施策を推進します。

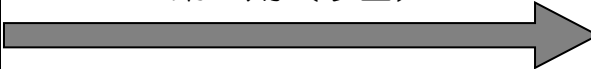
### 4 プランの計画期間

本プランは、第 4 期障害福祉計画の最終年度にあたる平成 29（2017）年度に見直しを行い策定したもので、第 5 期障害福祉計画にあたる平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度を計画期間とします。

また、その最終年度にあたる平成 32（2020）年度には、次期プランの策定に向けた見直しを行います。

【計画期間】

| 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 平成31年度<br>(2019年度) | 平成32年度<br>(2020年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 見直し                |                    |                    | 見直し                |                    |                    |
| 第4期（前回）            |                    |                    | 第5期（今回）            |                    |                    |



## 第2章 入間市における障害者等の現状及び将来推計

### 1 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は、平成28（2016）年度末で4,198人となっています。過去5年間では、平均で1.6%の増加を示し、平成32（2020）年度末には4,460人になることが予想されます。

障害の等級別に見た場合、1・2級の占める割合が全体のほぼ半数となっており、2人に1人が重度障害者となっています。（表－1 参照）

また、障害の種類別では、肢体不自由が約52%で最も多く、次いで内部障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）が約32%となっています。（表－2 参照）

表－1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別） 各年度末 単位：人

| 等級     | 1級    | 2級  | 3級  | 4級    | 5級  | 6級  | 総計    |
|--------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 23年度   | 1,368 | 616 | 594 | 903   | 219 | 184 | 3,884 |
| 24年度   | 1,350 | 626 | 628 | 928   | 223 | 190 | 3,945 |
| 25年度   | 1,394 | 619 | 653 | 968   | 224 | 191 | 4,049 |
| 26年度   | 1,402 | 631 | 663 | 965   | 235 | 192 | 4,088 |
| 27年度   | 1,428 | 632 | 648 | 991   | 237 | 195 | 4,131 |
| 28年度   | 1,465 | 631 | 643 | 999   | 251 | 209 | 4,198 |
| 32年度推計 | 1,546 | 643 | 683 | 1,081 | 278 | 229 | 4,460 |

※障害程度別の内訳は、平成24年度以降の増減率から推計。

表－２ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別） 各年度末 単位：人

| 障害種類   | 視覚  | 聴覚<br>平衡 | 音声<br>言語<br>そしゃく | 肢体不自由 | 内部    | 総計    |
|--------|-----|----------|------------------|-------|-------|-------|
| 23年度   | 240 | 309      | 46               | 2,109 | 1,180 | 3,884 |
| 24年度   | 246 | 314      | 55               | 2,132 | 1,198 | 3,945 |
| 25年度   | 237 | 315      | 56               | 2,197 | 1,244 | 4,049 |
| 26年度   | 240 | 316      | 53               | 2,217 | 1,262 | 4,088 |
| 27年度   | 242 | 336      | 50               | 2,204 | 1,299 | 4,131 |
| 28年度   | 250 | 348      | 56               | 2,197 | 1,347 | 4,198 |
| 32年度推計 | 256 | 379      | 63               | 2,267 | 1,495 | 4,460 |

※障害種類別の内訳は、平成24年度以降の増減率から推計。

## 2 知的障害者

療育手帳の所持者数は、平成28（2016）年度末で922人となっています。過去5年間は、平均4.8%の増加を示し、平成32（2020）年度末には1,109人になることが予想されます。

障害の程度別に見た場合、㊤（最重度）・A（重度）の重度者の占める全体割合は減少傾向となり、近年の状況はB（中度）・C（軽度）の障害者の割合が増加してきています。

（表－3参照）

表－３ 療育手帳所持者数の推移（障害程度別・年齢別） 各年度末 単位：人

| 障害程度   | ㊤   | A   | B   | C   | 総数    | 18歳未満 | 18歳以上 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 23年度   | 165 | 174 | 215 | 176 | 730   | 189   | 541   |
| 24年度   | 168 | 175 | 225 | 194 | 762   | 202   | 560   |
| 25年度   | 168 | 184 | 240 | 208 | 800   | 206   | 594   |
| 26年度   | 168 | 196 | 244 | 233 | 841   | 218   | 623   |
| 27年度   | 170 | 197 | 252 | 263 | 882   | 234   | 648   |
| 28年度   | 173 | 205 | 265 | 279 | 922   | 237   | 685   |
| 32年度推計 | 175 | 230 | 309 | 395 | 1,109 | 283   | 826   |

※障害程度別の内訳は、平成24年度以降の増減率から推計。

### 3 精神障害者

精神障害者の通院医療について、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されています。受給者数は、平成28（2016）年度末で1,962人となっています。過去5年間では、平均3.8%の増加を示し、平成32（2020）年度末には2,272人になることが予想されます。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28（2016）年度末で1,136人となっています。過去5年間では、平均8.6%の増加を示し、平成32（2020）年度末には1,565人になることが予想されます。

（表－4参照）

表－4 精神障害者数の推移（自立支援医療制度・障害等級別） 各年度末 単位：人

| 区分     | 自立支援<br>医療制度<br>(精神通院) | 精神障害者保健福祉手帳 |     |     |       |
|--------|------------------------|-------------|-----|-----|-------|
|        |                        | 1級          | 2級  | 3級  | 総計    |
| 23年度   | 1,632                  | 73          | 449 | 232 | 754   |
| 24年度   | 1,681                  | 77          | 481 | 257 | 815   |
| 25年度   | 1,765                  | 84          | 540 | 278 | 902   |
| 26年度   | 1,844                  | 101         | 576 | 317 | 994   |
| 27年度   | 1,899                  | 105         | 639 | 337 | 1,081 |
| 28年度   | 1,962                  | 91          | 676 | 369 | 1,136 |
| 32年度推計 | 2,272                  | 106         | 930 | 529 | 1,565 |

※障害等級別の内訳は、平成24年度以降の増減率から推計。

## 4 難病患者

指定難病医療給付の受給者数は、平成28（2016）年度末で1,112人、小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、平成28（2016）年度末で166人となっています。

合計の過去5年間では、平均2.9%の増加を示し、平成32（2020）年度末には1,434人になることが予想されます。

（表－5参照）

表－5 難病患者数の推移（指定難病・小児慢性特定疾病別）

各年度末 単位：人

| 区分     | 指定難病  | 小児慢性<br>特定疾病 | 合計    |
|--------|-------|--------------|-------|
| 23年度   | 1,006 | 140          | 1,146 |
| 24年度   | 1,060 | 132          | 1,192 |
| 25年度   | 992   | 133          | 1,125 |
| 26年度   | 1,066 | 140          | 1,206 |
| 27年度   | 1,070 | 167          | 1,237 |
| 28年度   | 1,112 | 166          | 1,278 |
| 32年度推計 | 1,232 | 202          | 1,434 |

※平成26年度は、平成27年1月から難病医療制度が変更となったため、平成26年12月31日現在の人数

## 第 2 部 入間市障害者計画



## 第1章 基本方針・重点課題・施策の体系

### ●基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

障害のある人が、健康で安心して生活が営める福祉のまちをめざします。また、保健、医療、福祉などが互いに連携をとって、障害のある方への切れ目のない支援をめざします。

#### 重点課題（1） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策 1 精神障害者に対する地域生活支援の充実を図る

#### 重点課題（2） 地域で安心できる暮らしの支援

施策 2 いざという時のための支援体制をつくる

施策 3 災害時に安心して避難生活を送るために

### ●基本方針2 地域で暮らしていくための支援

障害のある人が、地域において自立した生活ができるよう、障害のある人の自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに就労相談、職場実習、職場定着支援など就労支援の充実をめざします。

#### 重点課題（3） 相談支援の充実

施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

施策 5 障害児相談支援の実施

#### 重点課題（4） はたらく支援の充実

施策 6 はたらくを応援する

### ●基本方針3 障害のある子どもとその家族への支援

障害のある子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援をめざすとともに、家族への支援を充実します。また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育を進めます。

#### 重点課題（5） 障害のある子どもとその家族への支援の充実と、 共に学び共に育つ場の整備

施策 7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

施策 8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

### ●基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

障害のある人も障害のない人も、だれもが社会の一員として、分け隔てなくつながり支えあうことができ、元気に生き生きと暮らすことができる社会をめざします。

#### 重点課題（6） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

施策 9 障害者福祉について関心や理解を深めるために

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

#### 重点課題（7） 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

施策11 障害者のスポーツ・文化活動を支援する

#### 重点課題（8） 移動等の円滑化の促進

施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

## ●基本方針5 権利擁護

障害のある人がその障害を理由にした不利益な扱いを受けることのないよう、その権利を擁護し、その意思決定を支援する施策を進めます。

### 重点課題（9） 権利擁護の推進

施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

施策14 障害者の権利を守る

## 第2章 個別の施策

### ●基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

#### 重点課題（1）精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【現状の課題】

##### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「医療、地域リハビリテーションの充実」を重点課題（1）とし、「施策1 生活習慣病の予防に向けて」「施策2 精神障害者リハビリテーションの充実を図る」に取り組みました。

- ・施策1として、市が行う健（検）診で、障害者の検診日を設けるなど、障害者が受診しやすい環境づくりに努めました。
- ・施策2として、「いるまびあ」等ソーシャルクラブの充実を図りましたが、精神障害者は増加しており、今期の国の指針において、「\*精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が目標となっていることから、引き続き精神保健福祉サービスの向上を図っていく必要があります。

##### ○アンケート調査の結果から

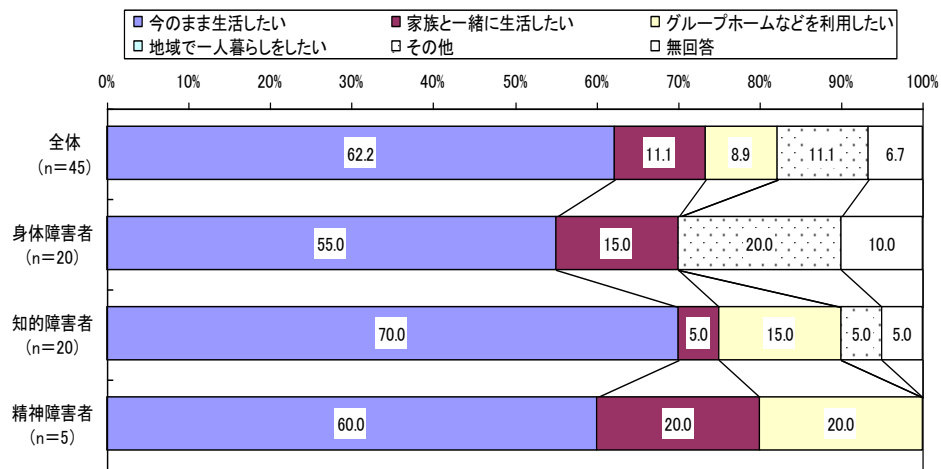
福祉施設で暮らしている又は病院に入院している精神障害者のうち、今のまま生活したいと思う人が6割を占めています。また、施設を退所し、又は病院を退院して地域で暮らすためにあればよいと思う支援として、「生活訓練等の充実」や「障害に適した住居の確保」を挙げる人が多くおり、これらの支援を充実していくことにより、地域で暮らしたいと思う人を増やしていくことが、精神障害者の地域生活への移行を進めるための課題となっています。 【図-1】・【図-2】参照

##### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価から、「精神障害者リハビリテーションの充実」も含め、地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、身近なところで保健・医療・福祉の充実した支援を受けられる体制の整備を課題とします。

【図－１】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障害のある人が、将来生活したい場所

(nは回答者数)

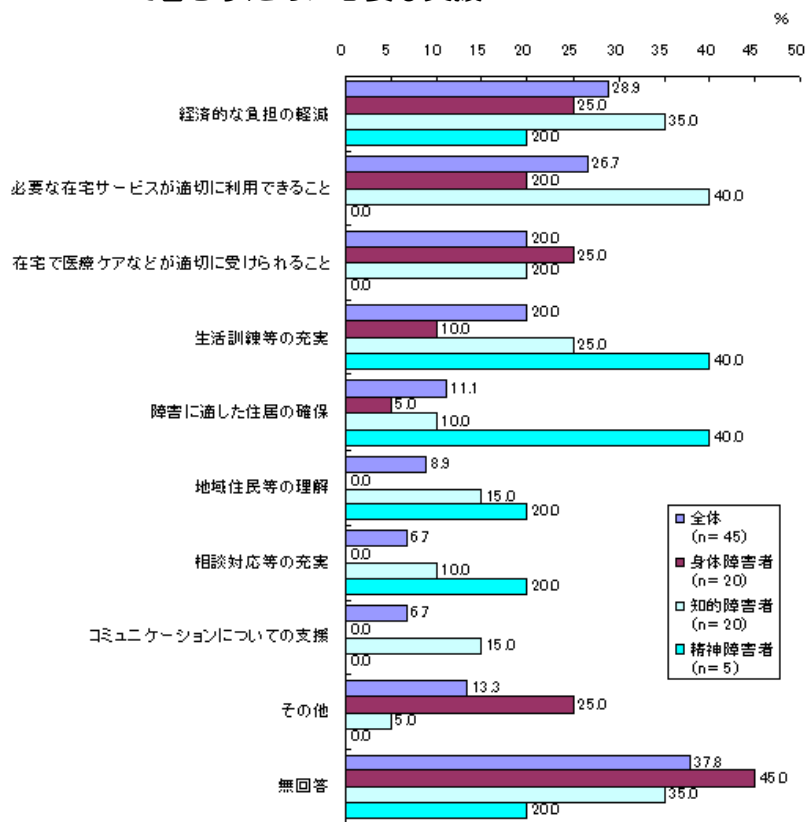


精神障害のある人では、「今のまま生活したい」が60.0%と最も高く、「家族と一緒に生活したい」が20.0%、「グループホームなどを利用したい」が20.0%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

【図－２】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障害のある人が、地域で暮らすために必要な支援

(nは回答者数)



精神障害者では「生活訓練等の充実」「障害に適した住居の確保」がそれぞれ高くなっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

## 施策1 精神障害者に対する地域生活支援の充実を図る

保健・医療・福祉関係者が連携して、医療ケア、リハビリテーション、福祉支援を行うことにより、体調の安定を図り、精神障害者が地域で安心して暮らしていけるよう体制を整備していきます。

| 主な取組                    | 内容   | 担当課             |
|-------------------------|--|-----------------|
| *地域リハビリテーションの充実         | ソーシャルクラブ等の地域リハビリテーションを実施し、精神障害者の社会的自立を支援します。                 | 地域保健課           |
| 保健・医療・福祉関係機関の連携強化       | 精神保健福祉医療地域連携会議において、事例検討、課題研究などを通して、情報共有、認識の共有を図ります。          | 障害者支援課<br>地域保健課 |
| 支援が必要な精神障害者の訪問等による把握と支援 | *アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、支援していきます。                        | 地域保健課           |
| 自立生活援助サービス体制の整備         | 障害者に対するサービスについての周知、事業者の参入を支援する情報提供等により、事業者のサービスの提供体制を確保します。  | 障害者支援課          |
| 地域移行支援・地域定着支援の利用促進      | 障害者に対する支援についての周知、事業者の参入を支援する情報提供等により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。 | 障害者支援課          |

### 【目標値】

| 指標 |  | 当初値   | 目標値   |
|----|--|-------|-------|
| ①  | 福祉施設で暮らしている又は病院に入院している障害者で、施設を退所し、又は病院を退院して地域で暮らしたいと思う人の割合 | 20.0% | 25.0% |

## 重点課題（２） 地域で安心できる暮らしの支援

### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「地域で安心できる暮らしの支援」を重点課題（２）とし、「施策 3 いざという時のための支援体制をつくる」「施策 4 いつ起こるか分からない災害や火災に備えて」「施策 5 災害時に安心して避難生活を送るために」に取り組みました。

- 施策 3 として、＊避難行動要支援者の安全体制の確保のため、入間市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備しましたが、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定までには至りませんでした。
- 施策 4 として、避難訓練において、自主防災会と民生委員との連携を推進するとともに、障害者に配慮した訓練を実施しましたが、更なる体制の整備と防災意識の高揚を図る取組が必要です。
- 施策 5 として、入間わかくさ高等特別支援学校と＊福祉避難所の指定に向けて協議をしましたが、市の方針から、火災・洪水時の避難施設として協定を締結しました。福祉避難所として位置づけるかどうかは、今後検討していきます。また、福祉施設についても、福祉避難所の協定締結を進めていく必要があります。

#### ○アンケート調査の結果から

災害時に 1 人で避難できない、避難できるかわからない障害者が 6 割近くを占め、そのうち、身近に助けてくれる人がいない、いるかわからない人が 7 割以上となっており、災害時に自ら避難することが困難な障害者への避難支援が課題となっています。

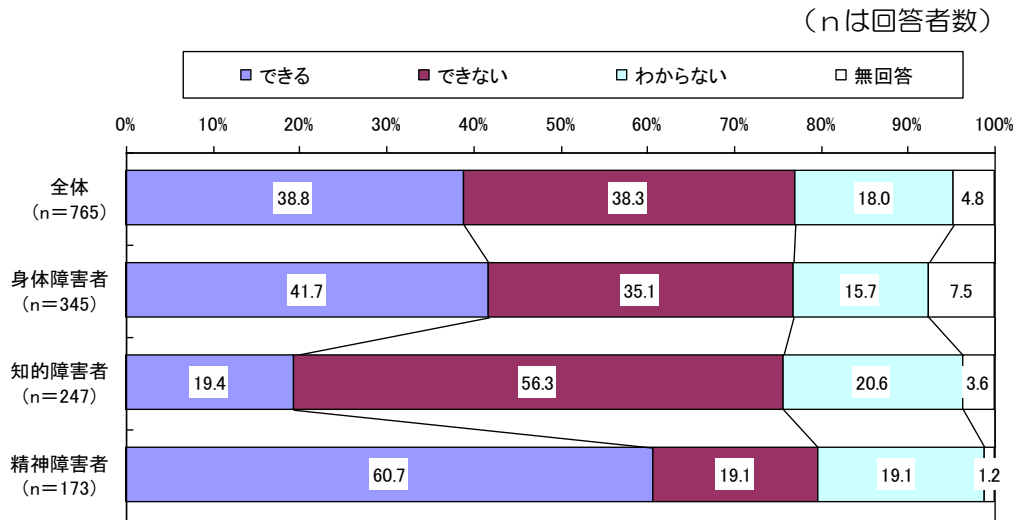
また、災害時の不安として、避難場所の設備（トイレ等）や生活環境を挙げた人が半数以上を占めており、安心できる避難生活のための環境整備が課題となっています。

【図－３】・【図－４】参照

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、地域で安心できる暮らしの支援として、避難行動要支援者の安全体制の確保や避難生活の環境整備を課題とします。

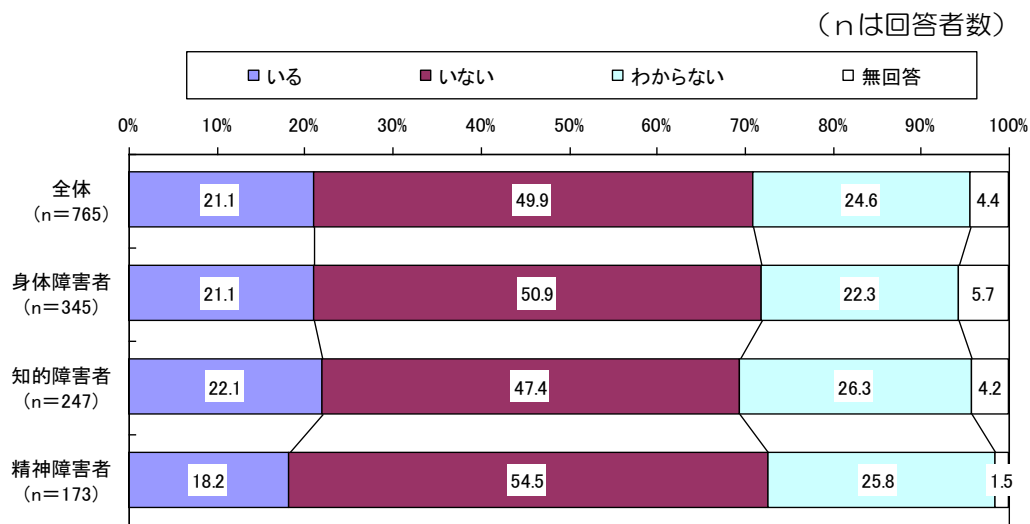
【図-3】 災害時の避難



「1人で避難できる」が38.8%、「1人で避難できない」が38.3%とほぼ同じ割合になっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

【図-4】 災害時、「1人で避難できない」又は「わからない」障害者のうち、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けてくれる人の有無



「いる」が21.1%、「いない」が49.9%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

## 施策2 いざという時のための支援体制をつくる

避難行動要支援者避難支援制度による避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るとともに、地域のさまざまな人とのつながりにより、災害時の避難支援が円滑に行われるよう平常時から地域交流を通じた支援体制づくりに努めていきます。



| 主な取組                     | 内容  | 担当課             |
|--------------------------|---|-----------------|
| 地域交流の促進                  | 平常時から地域交流を通じた避難支援体制づくりを促進します。             | 障害者支援課<br>危機管理課 |
| 避難行動要支援者避難支援制度の周知        | 広報紙・市公式ホームページのほか、適切な手段により周知を図ります。         | 障害者支援課<br>危機管理課 |
| 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 | 個々の障害特性や必要とする薬の記載など、きめ細かい個別計画を策定します。      | 危機管理課           |
| 地域の避難支援体制の整備             | 民生委員、自主防災会など地域の関係機関、団体等と連携し、避難支援体制を整備します。 | 危機管理課           |
| 防災訓練における避難支援訓練の実施        | 災害時、円滑に避難支援ができるよう訓練を実施します。                | 危機管理課           |
| 災害に対する家庭での備えについての啓発      | 災害が起きたときに備え、情報提供等により防災意識の高揚を図ります。         | 危機管理課           |

### 施策3 災害時に安心して避難生活を送るために

障害者が安心して避難生活を送ることができるよう障害者の意見に配慮し、福祉避難所の整備、備蓄品の充実、必要物資を手配する支援ルートの確立等体制整備に努めていきます。

また、災害時に福祉避難所を始めとした避難所が円滑に運営できるよう訓練を実施します。

| 主な取組                 | 内容   | 担当課                       |
|----------------------|--|---------------------------|
| 備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立 | 備蓄品や応援協力体制の充実を図り、薬や機材など障害者が必要とする物資の調達確保を図ります。      | 危機管理課                     |
| 障害者の意見を反映するための体制づくり  | 安心して避難生活を送るための体制整備について、障害者の意見が反映されるよう体制づくりに取り組みます。 | 危機管理課                     |
| 福祉避難所の指定を増やす         | 市内の特別支援学校、福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し、福祉避難所を確保します。          | 障害者支援課<br>高齢者支援課<br>危機管理課 |
| 避難所開設訓練の実施           | 災害時、避難所が円滑に開設・運営できるよう訓練を実施します。                     | 危機管理課                     |

【目標値】

| 指標 |   | 当初値   | 目標値   |
|----|---|-------|-------|
| ①  | 災害時に1人で避難できない、避難できるかわからない障害者で、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けてくれる人がいる人の割合 | 21.1% | 50.0% |

●基本方針2 地域で暮らしていくための支援

重点課題（3） 相談支援の充実

【現状の課題】

○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「相談支援の充実」を重点課題（3）とし、「施策6 身近で利用しやすい相談のしくみづくり」「施策7 障害児相談支援の実施」「施策8 地域のつながりを広げていく」に取り組みました。

- ・施策6として、平成28（2016）年10月から入間市障害者基幹相談支援センターを設置し、新たな相談支援体制による相談支援の質の向上を図りました。引き続き相談支援の質の向上に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、入間市障害者相談支援センターりぼんへ相談が集中している状況を改善し、各相談支援事業所の相談件数を平均化することが必要です。
- ・施策7として、入間市障害者基幹相談支援センター設置により、障害児相談支援についても、質の向上を図りました。引き続き、初期相談窓口の確立など、相談支援の充実に向け、体制の整備が必要です。
- ・施策8として、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援事業所とのネットワークの強化を図りました。\*地域生活支援拠点の整備を進めるため、引き続き、ネットワークの更なる拡大、強化を図ることが必要です。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「情報提供と気軽に何でも相談できる体制の充実」が上位を占めていることから、相談支援体制の更なる充実が求められています。

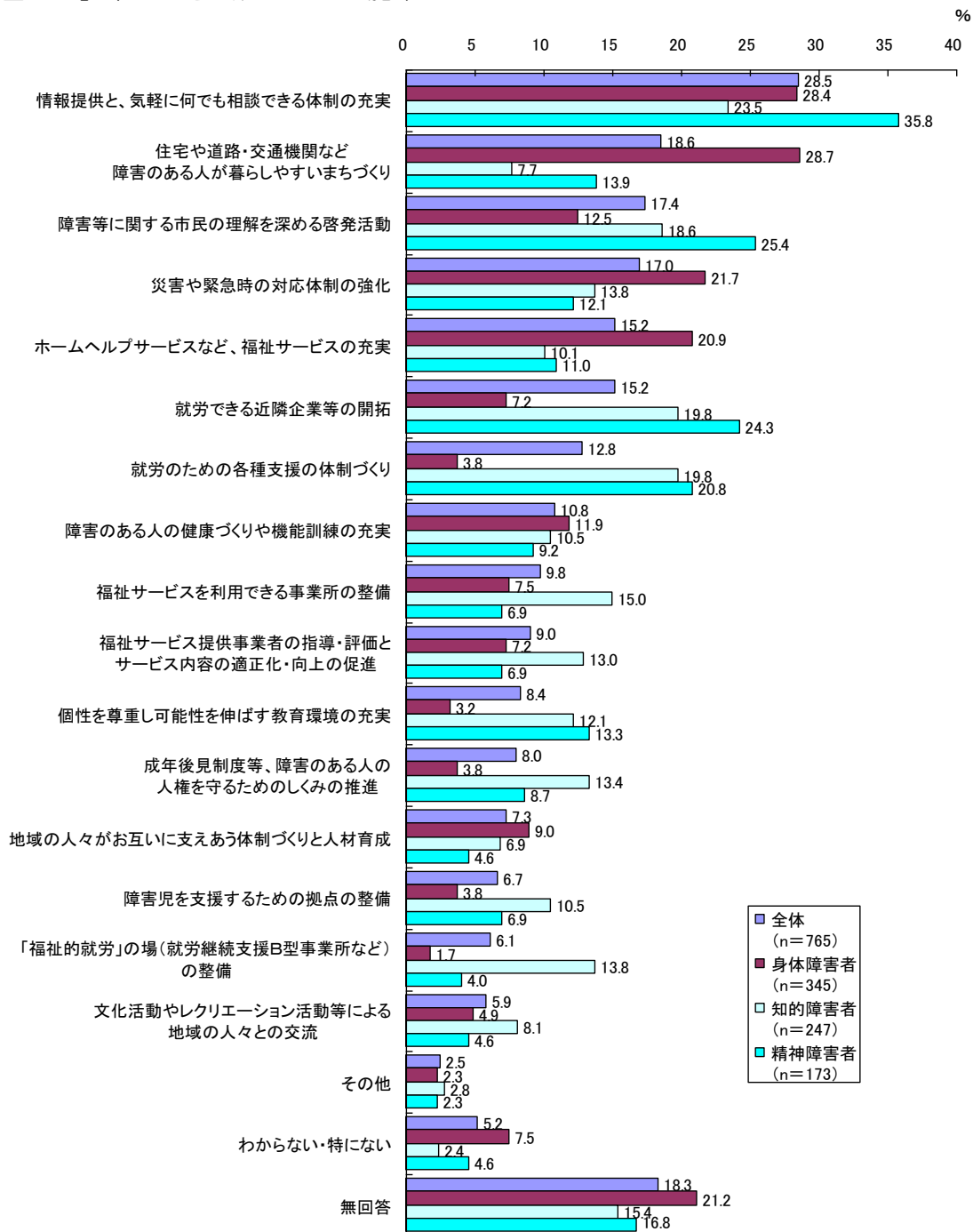
また、相談先がないと回答した方、相談したが悩みや不安を解消できていない方がおり、増加する相談支援に対応するための体制整備、相談支援の質の更なる向上、充実が課題となっています。 【図－5】参照

## ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、相談支援の充実として、障害者（児）の相談支援事業の体制整備や質の向上を課題とします。

【図－５】市に力を入れてほしい施策

(nは回答者数)



「情報提供と、気軽に何でも相談できる体制の充実」が28.5%と最も高く、次いで「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が18.6%、「障害等に関する市民の理解を深める啓発活動」が17.4%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

#### 施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

相談支援事業の更なる充実を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の体制整備と相談支援の質の向上に努めていきます。

| 主な取組                                | 内容  | 担当課    |
|-------------------------------------|---|--------|
| 相談支援事業の体制整備                         | *入間市障害者相談支援センターりぼんの役割の整理、地域相談支援事業所の周知による相談件数の平均化、相談支援事業所の設置支援など相談支援事業の体制を整備します。 | 障害者支援課 |
| 相談員を対象とした研修の実施                      | 入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上を図るため、相談員を対象とした研修を実施します。                          | 障害者支援課 |
| 入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした関係機関との連携体制の充実 | 入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会などの連携体制の充実を図ります。                  | 障害者支援課 |
| 地域移行支援・地域定着支援の利用促進                  | 障害者に対する支援についての周知、事業者の参入を支援する情報提供等により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。                    | 障害者支援課 |

#### 施策5 障害児相談支援の実施

相談支援の質の向上を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援、すべての特別な配慮が必要な児童とその家庭を対象とした支援を推進するため、地域の医療、保健、福祉、教育の関係機関と連携し、福祉と繋がっていない家庭への対応を含め、相談支援体制の更なる充実に取り組みます。

| 主な取組                   | 内容  | 担当課              |
|------------------------|---|------------------|
| 医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携強化 | 連絡会を設置し、情報や認識を共有することにより、適切な支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。 | 障害者支援課<br>こども支援課 |
| 事例検討による相談支援の質の向上       | 様々な問題を抱える家庭への支援など困難事例を検討することにより、相談支援の質の向上を図ります。     | 障害者支援課<br>こども支援課 |

|                        |   |                  |
|------------------------|---|------------------|
| 支援が必要な家庭の訪問等による把握と支援   | アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、支援していきます。                                | 地域保健課            |
| 障害児支援におけるワンストップサービスの研究 | 障害児に係る相談及び支援について、児童発達支援センター設置に向けた研究の過程でワンストップサービスの在り方についても研究していきます。 | 障害者支援課<br>こども支援課 |

【目標値】

| 指標 |                        | 当初値           | 目標値   |
|----|------------------------|---------------|-------|
| ①  | 相談で悩みや不安が解消していない障害者の割合 | 17.0%         | 10.0% |
| ②  | 新規に相談支援を利用した件数         | 216件<br>(H28) | 300件  |

重点課題（４） はたらく支援の充実

【現状の課題】

○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「はたらく支援の充実」を重点課題（５）とし、「施策 11 はたらく場の確保と拡大」「施策 12 はたらく続けるために」「施策 13 はたらくを応援する」に取り組みました。

- 施策 11 として、\*入間市障害者就労支援センターりぼんを通して、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との関係性を築き、就労の場の確保に努めたほか、入間市就労支援センターりぼんの実習生を市のパート職員として2名（障害者支援課1名、図書館1名）採用しました。
- 施策 12 として、入間市障害者就労支援センターりぼんを通して、職場定着に向け、定期的に企業に出向き就労者からの相談、企業からの相談、両者のパイプ役を果たす等の支援を実施しました。今期の国の指針において、「就労定着支援による職場定着」が目標となっていることから、引き続き、職場定着に向けた支援をしていく必要があります。
- 施策 13 として、「はたらくを考えるつどい」等、障害者雇用についての理解促進に努めました。引き続き、企業に対する障害者理解について啓発していく必要があります。

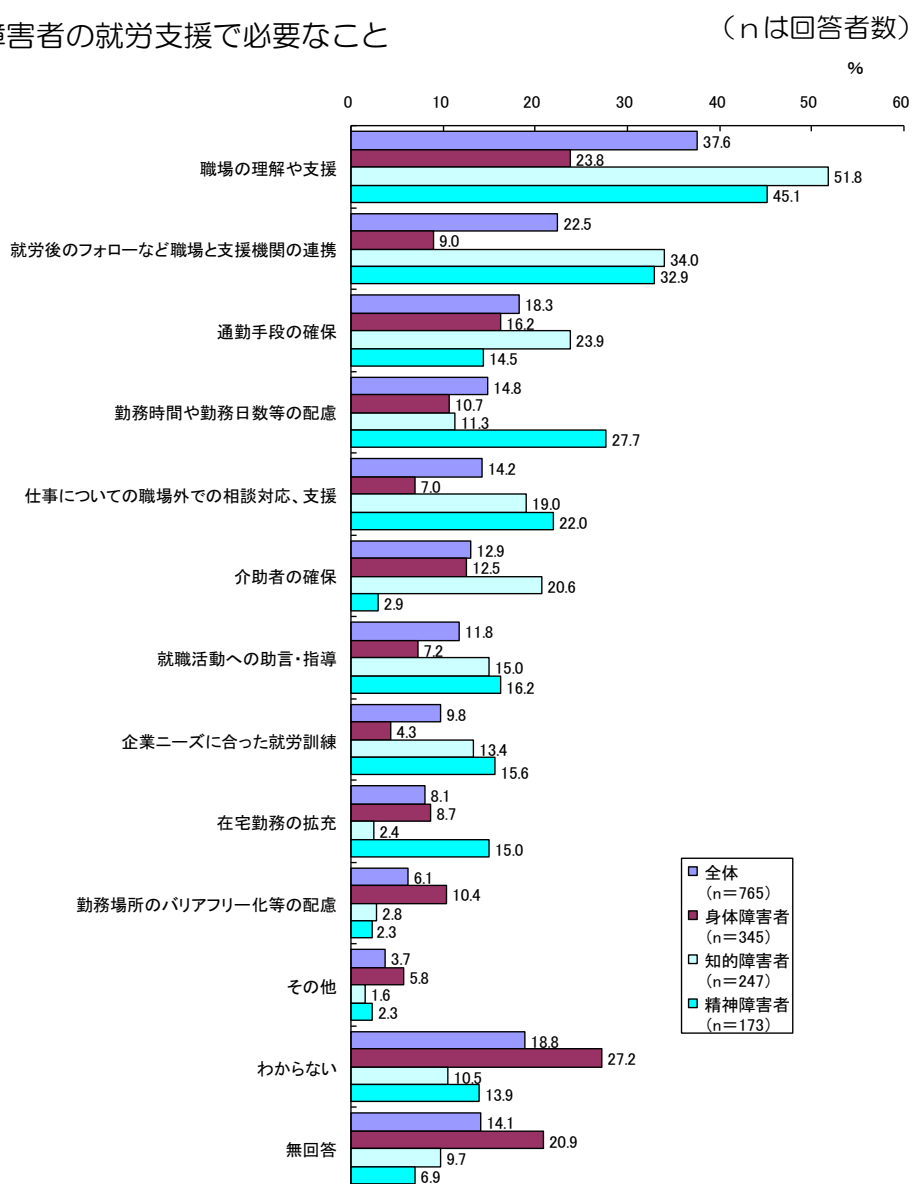
## ○アンケート調査の結果から

アンケート調査の結果では、障害者の就労支援で必要なこととして、職場の理解や支援、就労後のフォローなど職場と支援機関の連携が上位を占めており、職場の障害に対する理解の向上や職場定着支援が課題となっています。 【図－6】参照

## ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、はたらく支援の充実として、障害者の就労支援を課題とします。

【図－6】 障害者の就労支援で必要なこと



「職場の理解や支援」が37.6%と最も高く、次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が22.5%、「通勤手段の確保」が18.3%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

## 施策6 はたらくを応援する

入間市就労支援センターりぼんを中心に、ハローワーク等関係機関や企業とのネットワークを構築し、企業啓発、就労の場の拡大に取り組むとともに、障害者の就労、職場定着のための支援を実施していきます。

また、福祉的就労に対する需要を確認し、必要な施設の確保に努めるとともに、障害者就労施設等から物品やサービスを優先的に調達すること等により障害者の就労を支援していきます。

| 主な取組                            | 内容  | 担当課             |
|---------------------------------|---|-----------------|
| 入間市就労支援センターりぼんの充実               | これまでの入間市就労支援センターりぼんの取組に加え、職場定着支援等、新たな取組を実施していくため、入間市就労支援センターりぼんの体制の充実を図ります。 | 障害者支援課          |
| 入間市障害者就労推進連絡協議会（通称はたサポ）による取組の充実 | 「はたらくを考えるつどい」の更なる発展等企業の障害者雇用や障害者の就労・定着を支援する取組の充実を図ります。                      | 障害者支援課          |
| 企業に対する障害者理解及び障害者雇用の啓発           | 市内企業に対し、障害者理解及び障害者雇用について啓発し、就労の場の拡大に繋がります。                                  | 商工観光課<br>障害者支援課 |
| 福祉的就労の場の整備                      | 地域活動支援センターの見直し、就労継続支援（A型、B型）施設の設置を支援します。                                    | 障害者支援課          |
| 市役所における障害者雇用の推進                 | 障害者が働きやすい職場について研究し、障害者雇用を推進します。   | 人事課             |
| 障害者施設等からの物品等の優先調達の推進            | 庁内への周知を図り、障害者施設等からの物品等の優先調達を推進します。  | 障害者支援課          |

### 【目標値】

| 指標 |   | 当初値          | 目標値 |
|----|---|--------------|-----|
| ①  | 就労継続支援（A型・B型）及び地域活動支援センターを新規に利用した障害者の人数<br>※就労移行支援事業等により一般就労する障害者の人数の目標値については、47ページ参照 | 18人<br>(H28) | 27人 |

## ●基本方針3 障害のある子どもとその家族への支援

### 重点課題（5） 障害のある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備

#### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「障害のある子どもとその家族への支援の充実」を重点課題（6）とし、「施策14 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる」「施策15 共に生き・共に育っていける環境づくりを推進する」「施策16 一人ひとりが違うことの素晴らしさを学ぶ保育・教育に取り組む」「施策17 すべての子どもが大切にされる地域社会をつくり出す」に取り組みました。

- 施策14として、\*元気キッズを利用する児童が併行通園する保育所・幼稚園等との相互の施設訪問や\*「茶おちゃお」と「元気キッズ」との連携を図るために、適宜、情報交換を行いました。今後は、障害児とその家庭を対象とした支援を推進するため、支援の中核的役割を担う施設を中心とした効果的な体制の構築が課題となっています。
- 施策15として、公立の小中学校において、\*支援籍学習を実施しました。また、保育所において、統合保育を実施しました。今後も、共に学び育つための仕組みづくり等環境整備に取り組むことが必要です。
- 施策16として、\*ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業研究会を行い、授業づくりについて研修を実施しました。各保育所・学童保育室では、すべての児童が参加できるよう配慮した保育行事を行うよう努めました。今後も、障害者理解を促進する保育・教育に取り組む必要があります。
- 施策17として、ファミリーサポート事業の充実に努めたほか、保育所職員向け研修を実施しました。

#### ○アンケート調査の結果から

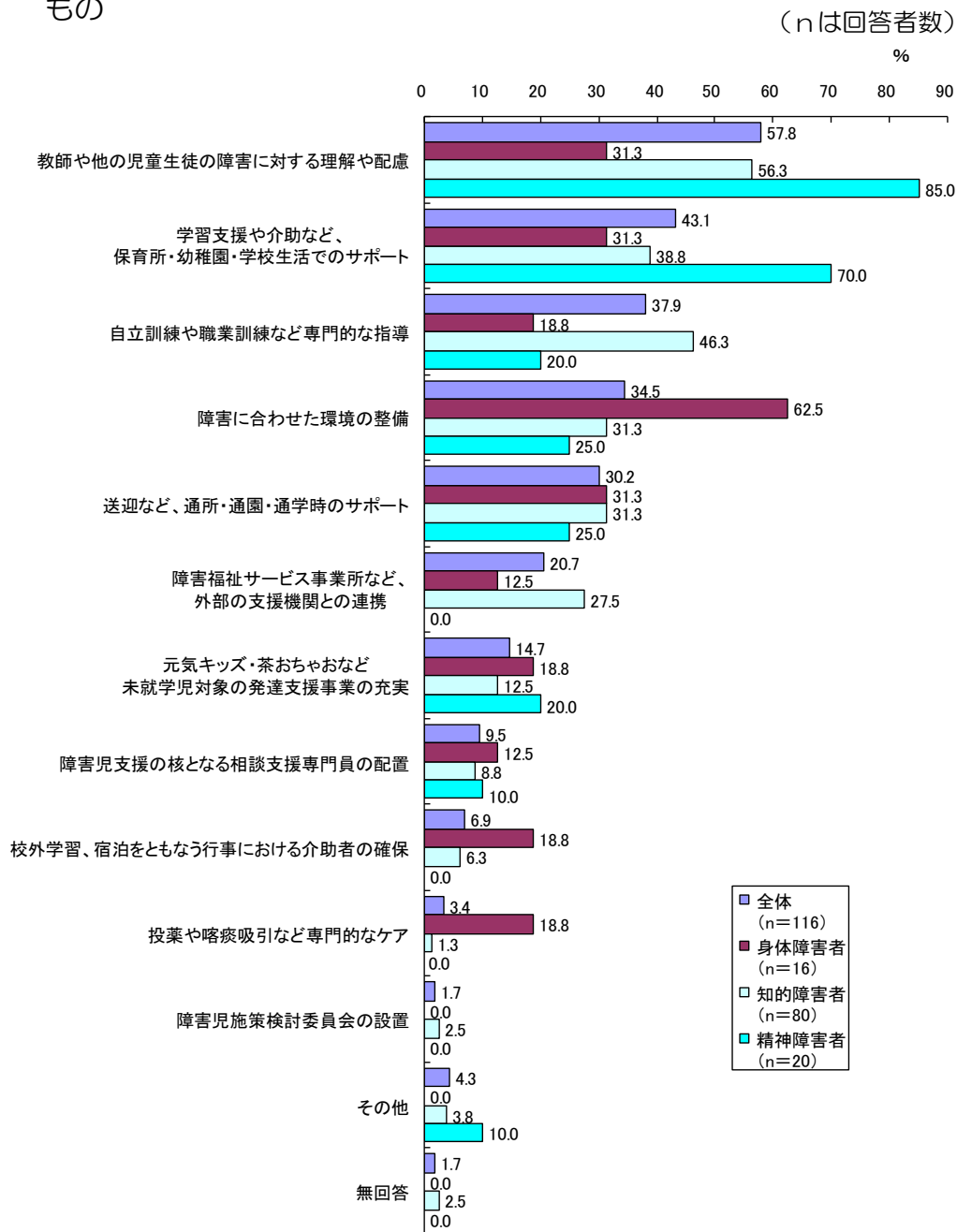
子どもが学校等に通ううえで、特に求めるものとして「教師や他の児童生徒の障害に対する理解や配慮」が約6割を占めており、周囲の障害への理解やサポートが足りていないことが課題となっています。 【図-7】参照

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、障害のある子どもとその家族に対する支援体制の整備と保育・教育の環境整備を課題とします。



【図一七】 障害のある子どもが保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの



「教師や他の児童生徒の障害に対する理解や配慮」が57.8%と最も高く、次いで「学習支援や介助など、保育所・幼稚園・学校生活でのサポート」が43.1%、「自立訓練や職業訓練など専門的な指導」が37.9%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

### 施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

障害児支援の中核的役割を担う\*児童発達支援センターの設置に向けた研究を進めるなど地域支援体制を整備していくとともに訪問による支援等障害児支援の更なる充実を図ります。

| 主な取組                                  | 内容  | 担当課                       |
|---------------------------------------|---|---------------------------|
| 医療、保健、福祉、教育等の関連する多機関、多職種の職員で構成する連絡会設置 | 連絡会を設置し、情報交換、課題研究等を行うことにより、情報や認識を共有し、支援体制の充実を図ります。  | 障害者支援課<br>こども支援課          |
| 児童発達支援センター設置に向けた研究                    | 平成 32（2020）年度までの児童発達支援センター設置に向け、次の事項に取り組みます。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・設置スケジュールの設定</li> <li>・児童発達支援センター設置検討委員会の設置</li> <li>・障害児支援の現状分析</li> <li>・センター機能の検討</li> <li>・組織・運営形態の検討</li> </ul> | こども支援課                    |
| 訪問支援体制の整備                             | 重症心身障害児の家庭等、通所できない家庭への訪問支援のための体制を整備します。   | 障害者支援課<br>こども支援課<br>地域保健課 |

### 施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

幼少時から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、育つことにより、子どもたちが多様性を理解し、互いを認め、助け合えるよう保育や教育に取り組めます。

| 主な取組             | 内容                                       | 担当課             |
|------------------|--|-----------------|
| *インクルーシブ保育・教育の充実 | インクルーシブ保育・教育を充実させるため環境の整備や仕組みづくりに取り組みます。 | 保育幼稚園課<br>学校教育課 |
| 教職員研修の充実         | 障害児に配慮した授業の仕方等の研修により、教職員のスキルアップを図ります。    | 保育幼稚園課<br>学校教育課 |

|            |   |                 |
|------------|---|-----------------|
| 障害者理解教育の促進 | 障害に関する図書の読み聞かせ、体験学習等、在園、在学期間を通して障害に触れる機会を作り出すなど障害者理解教育を促進します。 | 保育幼稚園課<br>学校教育課 |
|------------|---|-----------------|

## ●基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

### 重点課題（6） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

#### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「福祉意識の向上とボランティア活動の推進」を重点課題（7）とし、「施策18 障害者福祉について関心や理解を深めるために」「施策19 福祉ボランティア活動を支援する」に取り組みました。

- ・施策18として、障害に関する講演・講座を実施し、啓発を図りました。引き続き、多くの市民に参加していただけるよう内容を工夫していく必要があります。
- ・施策19として、障害者スポーツ大会等でボランティアを募集したほか、登録団体連絡会議によりボランティア団体の交流を図りました。引き続き、ボランティア活動の支援が必要です。

#### ○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「障害等に関する市民の理解を深める啓発活動」が上位を占めていることから、障害についての理解、福祉意識の向上が課題となっています。 【図-5】参照

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、福祉意識の向上とボランティア活動の推進として、福祉意識の向上やボランティア活動の支援を課題とします。

### 施策9 障害者福祉について関心や理解を深めるために

以前から啓発活動を実施しているものの、アンケート調査の結果が示すとおり、市民の障害についての理解、福祉意識は不十分です。引き続き、市民に対し、障害についての理解を深め、福祉意識向上のための啓発をわかりやすく実施すると共に交流を通じた相互理解の向上を図ります。

| 主な取組                  | 内容   | 担当課  |
|-----------------------|--|--|
| 体験型講座の実施              | 体験型など、分かりやすい講座により、障害についての理解を深め、福祉意識の向上を図ります。   | 自治文化課<br>障害者支援課<br>地域保健課<br>社会教育課<br>中央公民館 |
| 地域イベントでの交流による相互理解の促進  | 情報提供等により、障害のある、なしに関わらず、イベント等への参加を促し、相互理解を進めます。 | 自治文化課<br>商工観光課<br>障害者支援課<br>中央公民館          |
| 広報いるま、市公式ホームページ等による啓発 | 広報いるま、市公式ホームページ等に分かりやすい記事を掲載し、啓発を図ります。         | 障害者支援課<br>地域保健課                            |

#### 施策10 福祉ボランティア活動を支援する

以前から実施しているボランティア団体への活動室の提供などの活動支援だけではなく、ボランティアの担い手の育成、確保やボランティアとボランティアを必要とする福祉現場の意向とのミスマッチを解消するための支援を検討していきます。

| 主な取組                             | 内容  | 担当課                     |
|----------------------------------|---|-------------------------|
| ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供 | ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する情報を提供いたします。       | 自治文化課<br>福祉総務課<br>地域保健課 |
| ボランティア育成のための啓発の実施                | 福祉意識を醸成するための啓発を図り、地域の支援者を育成します。             | 自治文化課<br>福祉総務課<br>地域保健課 |
| 障害者団体とボランティア団体との交流の場の提供          | ボランティア活動を活発にするため、障害者団体とボランティア団体の交流の場を提供します。 | 自治文化課<br>福祉総務課<br>地域保健課 |

## 重点課題（７） 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援」を重点課題（８）とし、「施策 20 障害者のスポーツ活動を支援する」「施策 21 障害者の文化活動への参加のために」「施策 22 図書館サービスの充実を図る」に取り組みました。

- ・施策 20 として、障害者スポーツ大会等を実施しました。今後は、スポーツを通じた市民の交流や障害者の社会参加を促進する取組が必要です。
- ・施策 21 として、「障害者スポーツ大会」ポスター絵画コンテスト、「健康福祉センターまつり」における障害者の作品展を開催しました。今後は、公民館で開催される文化祭への参加支援など社会参加を促進する取組が必要です。

施策 22 として、デイジー図書、録音テープ図書の所蔵点数の充実に努めました。

#### ○アンケート調査の結果から

この項目において、アンケート調査から抽出した課題はありません。

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価から、引き続き、障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援として、障害者スポーツや文化活動の支援を課題とします。

### 施策 1 1 障害者のスポーツ・文化活動を支援する

障害者のスポーツ活動の支援を継続していくとともに、障害者の文化活動、創作活動の支援に取り組みます。

また、スポーツ・文化事業において、障害の有無や、老若男女に関わらず、市民が共に参加し、交流するという視点での支援に取り組みます。

| 主な取組                  | 内容   | 担当課  |
|-----------------------|--|--|
| 障害者の創作発表の支援           | 創作活動をしている障害者団体・障害者の創作を支援している団体を把握し、創作発表を支援していきます。                          | 地域保健課<br>中央公民館                             |
| スポーツ・文化事業をとおした市民交流の促進 | 障害者の体育祭や文化祭への参加を進めるための体制整備に取り組むなど、障害がある、ないにかかわらずスポーツ・文化事業をとおした市民の交流を促進します。 | 自治文化課<br>障害者支援課<br>地域保健課<br>社会教育課<br>中央公民館 |

## 重点課題（８） 移動等の円滑化の促進

### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「鉄道駅の整備促進」を重点課題（９）とし、「施策 23 だれもが安心して使いやすい駅とするために」に取り組みました。

- ・施策 23 として、西武池袋線武蔵藤沢駅、入間市駅、仏子駅の内方線付き点状ブロック設置補助、JR八高線金子駅バリアフリー設備整備補助を実施し、駅を利用する障害者の安全性、利便性の向上を図りました。

#### ○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が上位を占めていることから、施設、道路・交通機関などのバリアフリー化が課題となっています。 【図－５】参照

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、移動等の円滑化の促進として、鉄道駅も含め、公共施設・道路・交通機関などのバリアフリー化を課題とします。

### 施策 1.2 だれもが安心して使いやすい施設とするために

市の公共施設、道路、公共交通等の整備において、障害者の意見が反映される機会を確保します。

| 主な取組                         | 内容   | 担当課   |
|------------------------------|--|---|
| 公共施設等を整備する際の障害者の意見を反映する機会の確保 | 公共施設等を整備する際に、障害者の意見が反映されるように仕組みづくりに取り組みます。 | 公共施設マネジメント推進課<br>交通防犯課<br>都市計画課<br>道路管理課<br>区画整理課 |

## ●基本方針5 権利擁護

### 重点課題（9） 権利擁護の推進

#### 【現状の課題】

#### ○前期プランでの取組の評価から

前期プランでは、「権利擁護の推進」を重点課題（4）とし、「施策9 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進」「施策10 障害者の権利を守る」に取り組みました。

- ・施策9として、法人後見制度の実施に向け、市民後見人養成講座を実施しましたが、引き続き、法人後見制度の実施に向けた取組が必要です。
- ・施策10として、市役所における合理的配慮の取組を推進するため「対応要領」及び「障害のある方への配慮マニュアル」を作成して、周知したほか、職員を対象とした障害者差別解消法を理解するための研修を実施しました。引き続き、職員に対し合理的配慮について啓発を図る必要があります。

#### ○アンケート調査の結果から

成年後見制度の内容を知らないと回答した障害者は、約6割を占めています。

一方、成年後見制度を利用してみたい障害者が、約3割となっており、制度の周知とともに、成年後見制度の円滑な利用を支援する体制の整備が課題となっています。

また、障害があることで差別され、嫌な思いをしたことがあると回答した障害者が半数近くを占めており、障害者の人権を守るための取組が課題となっています。

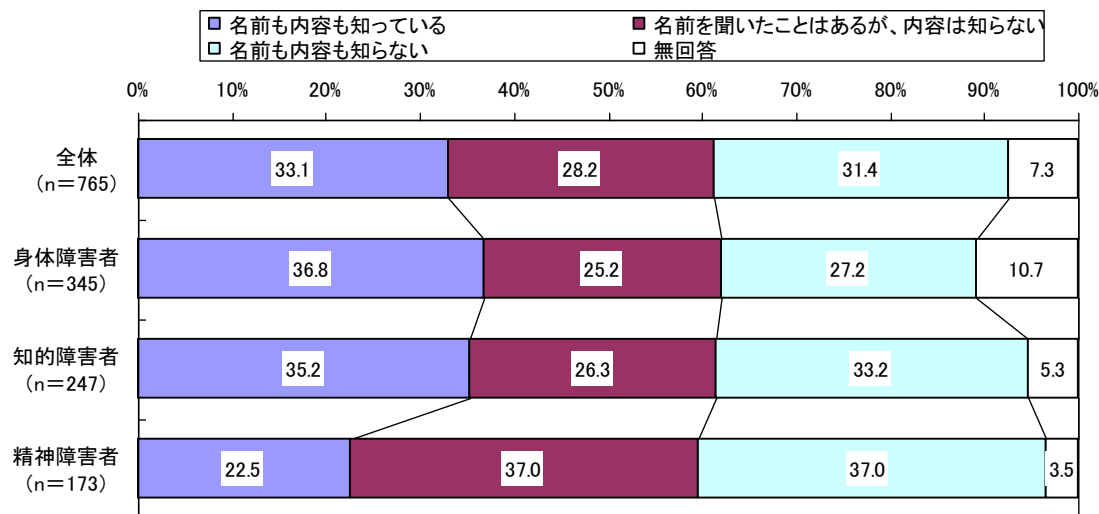
【図-8】・【図-9】・【図-10】参照

#### ○今期プランの課題として

前期プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障害者の権利を守り、障害者の意思決定を支援するため、引き続き、成年後見制度の利用促進、障害者の権利擁護を課題とします。

【図一八】 成年後見制度の認知度

(nは回答者数)

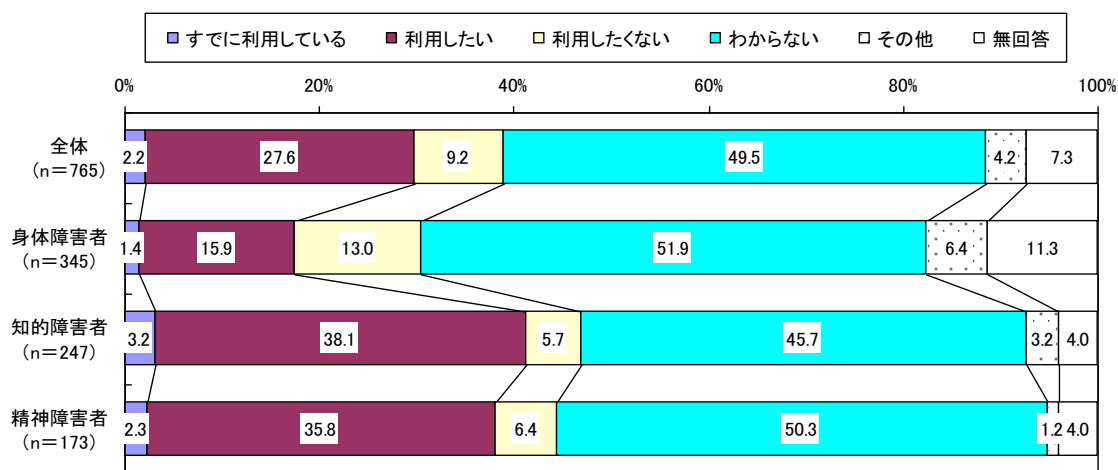


成年後見制度について「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 28.2%、「名前も内容も知らない」が 31.4%となっており、合わせて 59.6%と全体の約6割を占めています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

【図一九】 成年後見制度の利用希望

(nは回答者数)



「すでに利用している」が 2.2%、「利用したい」が 27.6%、「利用したくない」が 9.2%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】



### 施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度について、利用するメリット、利用するための手続きなどを分かりやすく周知するとともに、成年後見制度のニーズを確認しながら、市民後見人の養成、支援も含めた法人後見事業の体制を整備していきます。

| 主な取組                       | 内容  | 担当課                       |
|----------------------------|---|---------------------------|
| 障害者等を対象とした成年後見制度についての講座の実施 | 成年後見制度について、メリット、手続きなど分かりやすい講座を実施します。                | 福祉総務課<br>障害者支援課<br>高齢者支援課 |
| 市民後見人養成講座の実施               | 入間市社会福祉協議会等と連携し市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成に取り組みます。       | 福祉総務課<br>障害者支援課<br>高齢者支援課 |
| 法人後見事業の体制の確立               | 法人後見事業について検討し、平成31年度の（仮称）成年後見支援センターの開設に向けて体制を整備します。 | 福祉総務課<br>障害者支援課<br>高齢者支援課 |
| 市民後見人研修等の支援体制の確立           | 事例検討等により市民後見人のスキルアップを図るほか、市民後見人のための相談窓口を開設します。      | 福祉総務課<br>障害者支援課<br>高齢者支援課 |

### 施策14 障害者の権利を守る

市の事業等において、合理的配慮の取組を推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を中心としたネットワークを整備し、地域における障害者差別を解消するための取組を行います。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護等を適切に実施するため、障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図ります。

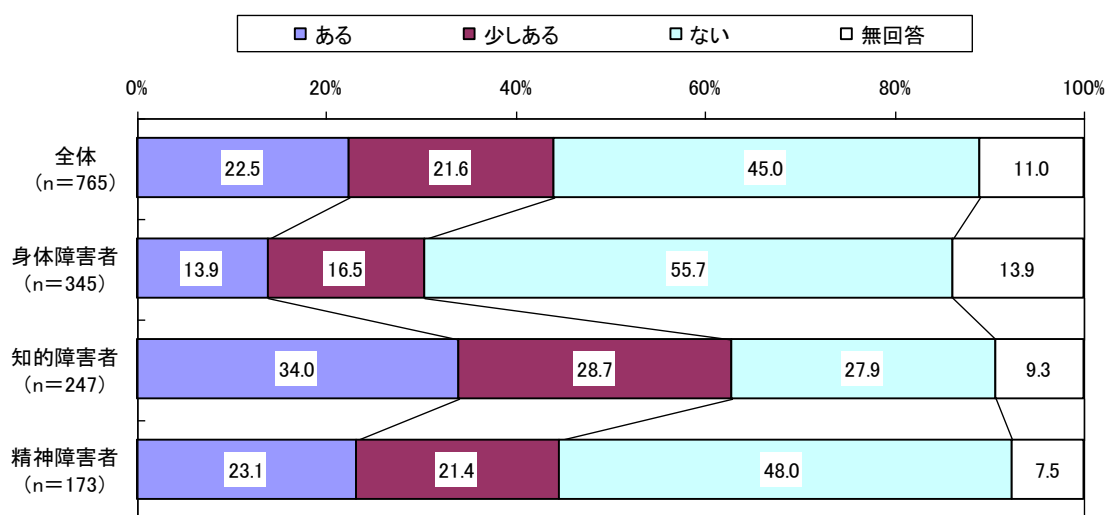
| 主な取組                | 内容                                      | 担当課    |
|---------------------|---|--------|
| 市職員への研修等の実施         | 障害者理解、合理的配慮について、市職員の啓発に取り組みます。          | 人事課    |
| 障害者差別解消支援地域協議会の体制整備 | 協議会への障害当事者の参加、地域内の各ネットワークとの連携等体制を整備します。 | 障害者支援課 |

|                               |   |        |
|-------------------------------|---|--------|
| 障害者差別解消支援地域協議会の差別解消についての取組の推進 | 障害者差別の実情把握、各ネットワークとの情報共有、障害者差別事例の検討・集積、各ネットワークを通じた合理的配慮等<br>具体例データ集・障害者差別解消取組事例等の提供等による啓発に取り組みます。 | 障害者支援課 |
| 障害者虐待防止のための連携協力体制の強化          | 障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図ります。  | 障害者支援課 |
| 障害者の権利を守るための条例の調査研究           | 障害者の権利を擁護するため、必要な条例等の調査研究に取り組みます。   | 障害者支援課 |

【目標値】

| 指標 |                                 | 当初値   | 目標値   |
|----|---------------------------------|-------|-------|
| ①  | 成年後見制度について知っている人の割合             | 33.1% | 60.0% |
| ②  | 障害があることで差別され、嫌な思いをしたことがある障害者の割合 | 44.1% | 20.0% |

【図-10】 障害があることで差別されたことや嫌な思いをしたことの有無  
(nは回答者数)



「ある」が22.5%、「少しある」が21.6%となっており、合わせると44.1%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査平成29年3月】

第 3 部 入間市障害福祉計画  
入間市障害児福祉計画

# 第1章 障害福祉サービス・障害児通所サービスの全体像

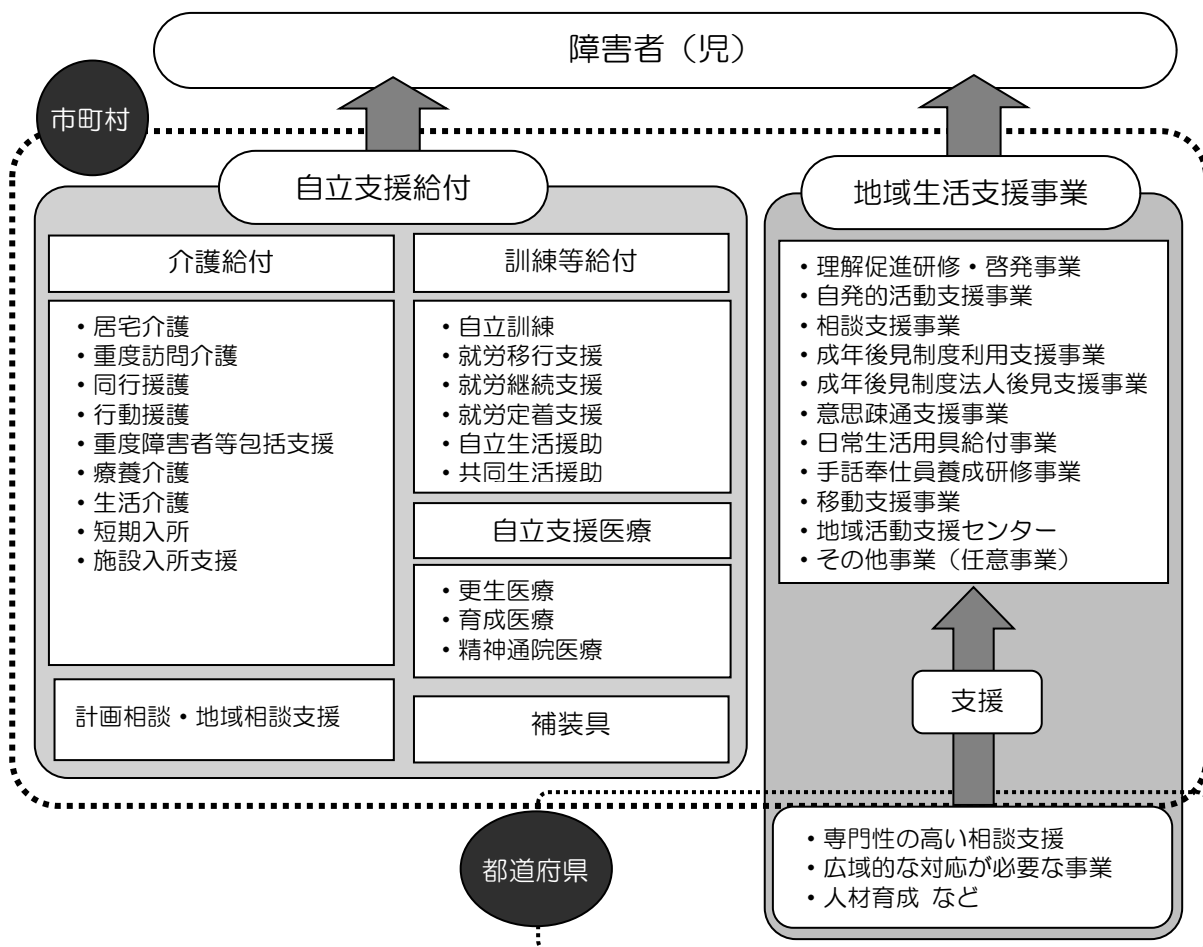
## 1 障害福祉サービス

障害者総合支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、病院や施設等から地域での生活に移行定着するための「地域相談支援」、障害福祉サービスを利用する際に個々に応じた利用計画を作成する「計画相談支援」、「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

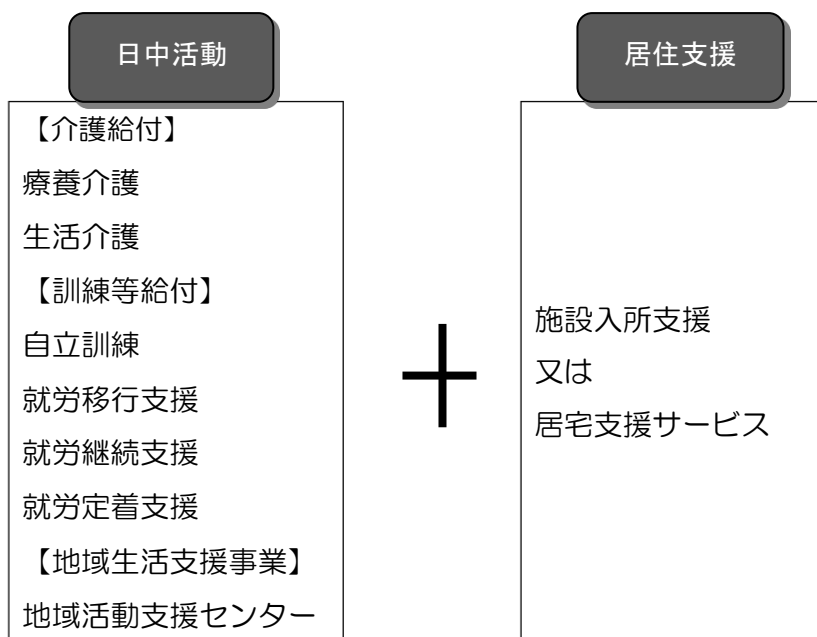
「地域生活支援事業」には、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等の必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他事業（任意事業）があります。

### ■ 障害福祉サービスの全体像 ■



障害者総合支援法のサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害（高次脳機能障害、発達障害を含む）、難病等）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者それぞれの状況に応じて組み合わせて利用することができます。



■ 障害福祉サービスの内容 ■

| サービス                | 内容   |
|---------------------|--|
| 介護給付                |  |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ)    | 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う                                     |
| 重度訪問介護              | 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う               |
| 同行援護                | 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報提供を行う               |
| 行動援護                | 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う          |
| 重度障害者等包括支援          | 常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う                      |
| 療養介護                | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う         |
| 生活介護                | 常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する |
| 短期入所<br>(ショートステイ)   | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う          |
| 施設入所支援              | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う（平日の日中は、日中活動の事業を利用）      |
| 訓練等給付               |  |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う                           |
| 就労移行支援              | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う         |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)   | 一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う        |
| 就労定着支援              | 一般就労して生活面に課題が生じている人に、一定の期間、課題解決に向けた指導・助言等の支援を行う。         |
| 自立生活援助              | グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、巡回訪問等により、生活面への助言等支援を行う。  |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う                        |
| 計画相談・地域相談支援         |  |
| 計画相談支援・基本相談支援       | サービス利用支援、継続サービス利用支援、生活相談・情報提供                            |
| 地域相談支援・基本相談支援       | 住居の確保等地域生活に移行するための支援・常時連絡体制、生活相談・情報提供                    |

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 地域生活支援事業   |                         |
| 意思疎通支援事業   | 手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う       |
| 日常生活用具の給付  | 日常生活用具の給付               |
| 移動支援       | ヘルパーなどによる移動支援           |
| 地域活動支援センター | 創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業の支援 |

■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成29(2017)年4月現在、市内には以下の施設が設置されています。

| 施設名             | 提供サービス              | 定員    |
|-----------------|---------------------|-------|
| 大樹の里            | 生活介護                | 55人/日 |
|                 | 施設入所支援              | 50人   |
|                 | 短期入所                | 8人    |
|                 | 日中一時支援              | 2人/日  |
| 大樹館             | 生活介護                | 65人/日 |
|                 | 施設入所支援              | 50人   |
|                 | 短期入所                | 6人    |
|                 | 日中一時支援              | 6人/日  |
| 大樹作業所           | 就労継続支援B型            | 80人/日 |
| こやた大樹作業所        | 就労継続支援B型            | 40人/日 |
| しみず橋大樹作業所       | 就労継続支援B型            | 20人/日 |
| ふじさわ大樹作業所       | 就労継続支援A型            | 30人/日 |
| 創和ユニット          | 就労移行支援              | 6人    |
|                 | 就労継続支援B型            | 14人/日 |
| フラミンゴ           | 生活介護                | 30人/日 |
| おおるり            | 就労継続支援B型            | 60人/日 |
| チャレンジ1号館        | 就労継続支援B型            | 20人/日 |
| 東町ホーム           | 共同生活援助              | 6人    |
| かすみがわハウス        | 共同生活援助              | 2人    |
| こやた大樹           | 共同生活援助              | 7人    |
| もりさか大樹          | 共同生活援助              | 7人    |
| 下こやた大樹          | 共同生活援助              | 4人    |
| 下こやた大樹第二        | 共同生活援助              | 4人    |
| 下こやた大樹第三        | 共同生活援助              | 7人    |
| とよおか大樹          | 共同生活援助              | 7人    |
| かつら大樹           | 共同生活援助              | 7人    |
| たかくら大樹          | 共同生活援助              | 6人    |
| 雉鳩              | 共同生活援助              | 7人    |
| ケアホームくろまつ       | 共同生活援助              | 6人    |
| 入間デｲﾀﾞｰｽﾞセﾝﾀｰ大樹 | 地域活動支援センター（デイサービス型） | 25人/日 |
| 在宅支援センター大樹      | 地域活動支援センター（デイサービス型） | 20人/日 |
|                 | 相談支援                | —     |
| さきわい            | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 18人/日 |
| つどい             | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 17人/日 |
|                 | 相談支援                | —     |
| いぶき             | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 13人/日 |
| 入間市扇台福祉作業所      | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 19人/日 |



| 施設名                   | 提供サービス              | 定員    |
|-----------------------|---------------------|-------|
| 入間市虹の郷福祉作業所           | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 19人/日 |
| 入間市障がい者地域活動支援センターあすなろ | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 19人/日 |
| 入間市花の郷福祉作業所           | 地域活動支援センター（サービス向上型） | 19人/日 |
| やすらぎの家                | 福祉ホーム               | 10人   |
| つばさ                   | 生活ホーム               | 6人    |
| りぼん                   | 入間市障害者相談支援センター      | —     |
| りぼん                   | 入間市障害者就労支援センター      | —     |
| こうのとりの                | 相談支援                | —     |
| おおぎ在宅介護支援センター         | 相談支援                | —     |
| ソレイユ                  | 相談支援                | —     |

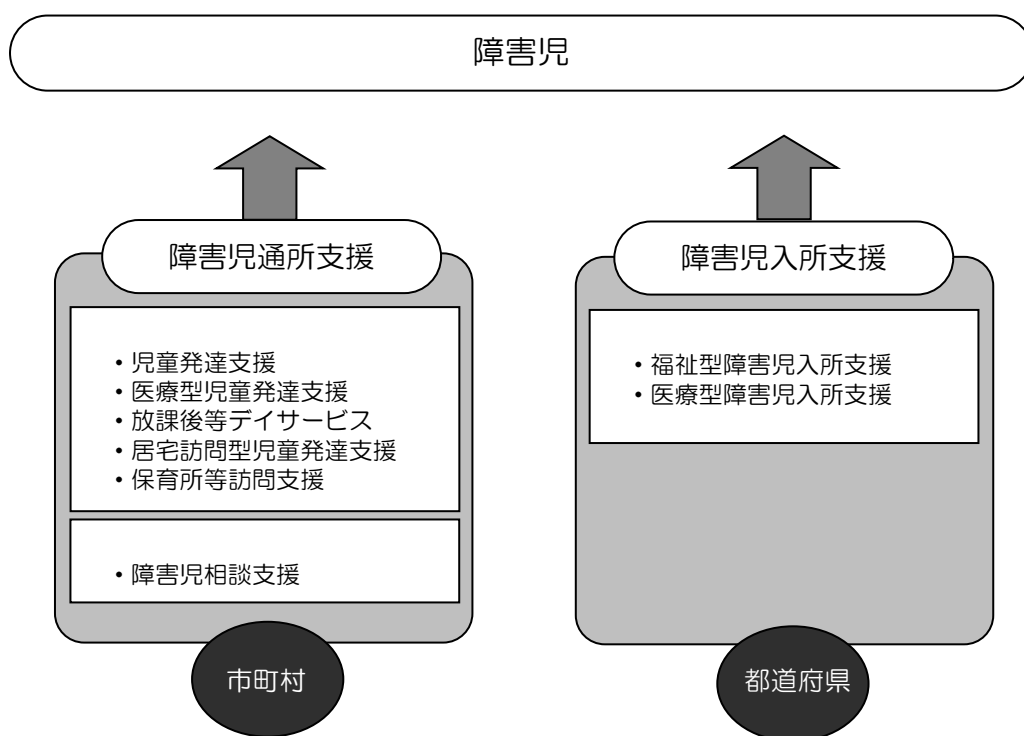
## 2 障害児通所支援

障害児を対象としたサービスは、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

児童福祉法による障害児を対象としたサービスは、市町村が実施する障害児通所支援と都道府県が実施する障害児入所支援に大別されます。

障害児通所支援には、未就学の障害児に対し療育支援を行う児童発達支援、医療的管理のもと児童発達支援を行う医療型児童発達支援、就学中の障害児に対し放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う放課後等デイサービス、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う居宅訪問型児童発達支援、保育所等を利用中（利用予定）の障害児に対し、保育所等における集団生活に適應するための支援を行う保育所等訪問支援があります。

### ■ 児童福祉法による障害児を対象としたサービスの全体像 ■



■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成 29(2017)年 4 月現在、市内には以下の施設が設置されています。

| 施設名                    | 提供サービス     | 定員   |
|------------------------|------------|------|
| 入間市児童発達支援事業<br>「元気キッズ」 | 児童発達支援     | 20 人 |
|                        | 保育所等訪問支援   | —    |
| こどもの家ひだまり いるま          | 児童発達支援     | 10 人 |
| こどもプラスグループ 入間教室        | 児童発達支援     | 10 人 |
|                        | 放課後等デイサービス | 10 人 |
| スペクトラムライフ入間豊岡          | 児童発達支援     | 10 人 |
|                        | 放課後等デイサービス | 10 人 |
|                        | 保育所等訪問支援   | —    |
| きらきら星 i                | 放課後等デイサービス | 10 人 |
| 楽っ子る～む                 | 放課後等デイサービス | 10 人 |
| 入間リズム room             | 放課後等デイサービス | 10 人 |
| はつらつ入間教室               | 放課後等デイサービス | 10 人 |

※定員は、一日の定員

## 第2章 平成32年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、平成32（2020）年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定しています。

### 1 施設入所者の地域生活への移行者数

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成32（2020）年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

#### 【目標値】

| 項目                         | 人数   | 備考                                  |
|----------------------------|------|-------------------------------------|
| 平成29(2017)年3月31日時点の入所者数(A) | 118人 | 平成29（2017）年3月31日の施設入所者数             |
| 平成32(2020)年度末の入所者数(B)      | —    | 平成32（2020）年度末時点の利用人員                |
| 【目標値】<br>削減見込み(A-B)        | —    |                                     |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数          | 27人  | 平成32（2020）年度末における施設入所から地域生活に移行する者の数 |

※「平成29年3月31日の入所者数（A）」は、障害者支援施設に入所している人の合計数

※平成32年度末時点の施設入所者数の削減目標について、埼玉県は施設入所待ちの障害者が多く、埼玉県が目標を設定しないため、本市も設定しない。

#### 【参考①】 国の基本指針

- ・平成28（2016）年度末時点の施設入所者の9%以上を平成32（2020）年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32（2020）年度末時点における施設入所者を、平成28（2016）年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。

#### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 1 精神障害者に対する地域生活支援の充実を図る
- ・施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策1.4 障害者の権利を守る

## 2 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点等（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備について目標を設定します。

### 【目標値】

| 項目           | 数値 | 備考  |
|--------------|----|---|
| 地域生活支援拠点等の整備 | —  | 地域生活支援拠点の整備については、本市の社会資源の状況や障害者のニーズ等を確認しながら、必要なサービスを提供できるよう入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした体制の整備を進めていきます。 |

※地域生活支援拠点等の整備については、整備の定義設定が難しいことから、具体的な目標値を設定しない。

### 【参考①】 国の基本指針

- ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策6 はたらくを応援する

### 3 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32（2020）年度中に一般就労に移行する人数について目標を設定します。

#### 【目標値】

| 項目                         | 数値  | 備考                                 |
|----------------------------|-----|------------------------------------|
| 平成28（2016）年度の一般就労移行者数（実績）  | 9人  | 平成28（2016）年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 【目標値】平成32（2020）年度の一般就労移行者数 | 14人 | 平成32（2020）年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 |

#### 【参考①】 国の基本指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32（2020）年度中に一般就労に移行する者を平成28（2016）年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。

※「福祉施設」は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

#### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- .....施策6 はたらくを応援する.....

## 4 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、平成32（2020）年度末において就労移行支援事業を利用する人数について目標を設定します。

### 【目標値】

| 項目                              | 数値  | 備考                                |
|---------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 平成28（2016）年度末の就労移行支援事業の利用者数（実績） | 29人 | 平成28（2016）年度末において就労移行支援事業を利用した人の数 |
| 【目標値】<br>目標年度の就労移行支援事業の利用者数     | 50人 | 平成32（2020）年度末において就労移行支援事業を利用する人の数 |

### 【参考①】 国の基本指針

- ・就労移行支援事業の利用者数については、平成32（2020）年度末における就労移行支援利用者数が平成28（2016）年度末における利用者数の2割以上増加すること。

### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策6 はたらくを応援する

## 5 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業の事業所ごとに、平成29（2017）年度末における就労移行率について目標を設定します。

### 【目標値】

| 項目                                 | 数値  | 備考  |
|------------------------------------|-----|---|
| 平成29（2017）年度の就労移行支援事業所数            | 1か所 | 平成29（2017）年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数   |
| 【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合 | —   | 平成32（2020）年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合 |

※市内に就労移行支援事業所は1か所であり、就労移行率が3割を超えているため、目標値は設定しない。

### 【参考①】 国の基本指針

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策6 はたらくを応援する.....



## 6 就労定着支援による職場定着率

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率について目標を設定します。

### 【目標値】

| 項目                  | 数値  | 備考  |
|---------------------|-----|---|
| 【目標値】就労定着支援による職場定着率 | 80% | 平成31（2019）年度、32（2020）年度の就労定着支援による職場定着した人の割合 |

### 【参考①】 国の基本指針

- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- .....施策6 はたらくを応援する.....

## 7 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保

平成32（2020）年度中に児童発達支援センター等の設置数について目標を設定します。

### 【目標値】

| 項目                          | 数値  | 備考  |
|-----------------------------|-----|---|
| 児童発達支援センターの設置数              | 1か所 | 平成32（2020）年度末における児童発達支援センターの設置数                           |
| 重症心身障害児を支援する障害児通所支援の事業所の設置数 | 1か所 | 平成32（2020）年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数 |

### 【参考①】 国の基本指針

- ・平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

### 【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策5 障害児相談支援の実施
- ・施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる

## 第3章 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「計画相談支援・地域相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児支援事業」の各事業について、実績数値や利用者ニーズ等を勘案して見込量を定めます。

### 1 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

#### ■ 指定障害福祉サービス ■

|       | 訪問系サービス        | 日中系サービス             | 居住系サービス             |
|-------|----------------|---------------------|---------------------|
| 介護給付  | 居宅介護           | 療養介護                | 施設入所支援              |
|       | 重度訪問介護         | 生活介護                |                     |
|       | 同行援護           | 短期入所（ショートステイ）       |                     |
|       | 行動援護           |                     |                     |
|       | 重度障害者等<br>包括支援 |                     |                     |
| 訓練等給付 |                | 自立訓練<br>（機能訓練・生活訓練） | 自立生活援助              |
|       |                | 就労移行支援              | 共同生活援助<br>（グループホーム） |
|       |                | 就労継続支援（A型・B型）       |                     |
|       |                | 就労定着支援              |                     |

### 2 計画相談支援・地域相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する際に、利用者の心身の状況や環境等に応じた必要なサービスが受けられるように利用計画の作成を支援します。

また施設等に入所している障害者が、地域生活に移行し継続して自立した生活が実現できるように支援を実施するため、その見込量を定めます。

### 3 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられており、その中には意思疎通支援や日常生活用具の給付、移動支援など法律上その実施が求められる必須事業と、市の判断で必要な事業が実施できる任意事業があります。ここではその事業のうち、現在入間市で実施している事業についての見込量を定めます。

#### ■ 地域生活支援事業メニュー ■

| 事業メニュー |         |                |                      |
|--------|---------|----------------|----------------------|
| 必須事業   | ( 1 )   | 理解促進研修・啓発事業    |                      |
|        | ( 2 )   | 自発的活動支援事業      |                      |
|        | ( 3 )   | 相談支援事業         |                      |
|        | ( 4 )   | 成年後見制度利用支援事業   |                      |
|        | ( 5 )   | 成年後見制度法人後見支援事業 |                      |
|        | ( 6 )   | 意思疎通支援事業       |                      |
|        | ( 7 )   | 日常生活用具給付事業     |                      |
|        | ( 8 )   | 手話奉仕員養成研修事業    |                      |
|        | ( 9 )   | 移動支援事業         |                      |
|        | ( 10 )  | 地域活動支援センター     |                      |
| 任意事業   | 日常生活支援  | ( 11 )         | 福祉ホーム事業              |
|        |         | ( 12 )         | 訪問入浴サービス事業           |
|        |         | ( 13 )         | 日中一時支援事業             |
|        | 就業・就労支援 | ( 14 )         | 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 |
|        |         | ( 15 )         | 知的障害者職親委託事業          |
|        | 社会参加支援  | ( 16 )         | スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 |
|        |         | ( 17 )         | 点字・声の広報等発行事業         |
|        |         | ( 18 )         | 手話通訳者・要約筆記者養成講習      |
|        |         | ( 19 )         | 自動車運転免許取得費助成事業       |
|        |         | ( 20 )         | 自動車改造費助成事業           |
|        |         | ( 21 )         | 聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成事業  |

## 4 障害児支援事業

児童福祉法に根拠法令が一本化された障害児支援事業のうち、「障害児通所支援」は市が実施主体となりました。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」の各事業について見込量を定めます。

## 5 障害児相談支援事業

障害児支援事業を利用する際に、適切な通所サービスを利用できるように障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う「障害児相談支援」を実施し、その見込量を定めます。

## 第4章 指定障害福祉サービスの見込み

### 1 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

#### （1）居宅介護（重度等を含む）【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。介護給付を受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。

#### 【サービスの概要】

| サービス名          | 内容   |
|----------------|--|
| 居宅介護           | 自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談等、生活全般にわたる援助を行います。        |
| 重度訪問介護         | 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時における移動中の介護支援を総合的に行います。                 |
| 同行援護           | 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報の提供を行います。                       |
| 行動援護           | 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人などが行動する時に、危険回避の支援や外出時における移動中の介護等必要な援助を行います。 |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 常時介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行います。                               |

### 【サービス見込量】

| サービス名          | 平成27年度              | 平成28年度              | 平成29年度          | 平成30年度          | 平成31年度          | 平成32年度          |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 居宅介護           | (2,145時間)<br>(117人) | (2,066時間)<br>(119人) | 2,212時間<br>128人 | 2,310時間<br>132人 | 2,412時間<br>137人 | 2,515時間<br>140人 |
| 重度訪問介護         | (623時間)<br>(6人)     | (1,006時間)<br>(5人)   | 977時間<br>4人     | 1,005時間<br>5人   | 1,085時間<br>5人   | 1,120時間<br>6人   |
| 同行援護           | (462時間)<br>(26人)    | (398時間)<br>(25人)    | 407時間<br>25人    | 417時間<br>28人    | 425時間<br>32人    | 440時間<br>35人    |
| 行動援護           | (103時間)<br>(9人)     | (108時間)<br>(8人)     | 81時間<br>8人      | 90時間<br>10人     | 112時間<br>12人    | 115時間<br>13人    |
| 重度障害者等<br>包括支援 | (0時間)<br>(0人)       | (0時間)<br>(0人)       | 0時間<br>0人       | 50時間<br>1人      | 80時間<br>1人      | 100時間<br>1人     |
| 合 計            | (3,333時間)<br>(158人) | (3,578時間)<br>(157人) | 3,677時間<br>165人 | 3,872時間<br>176人 | 4,114時間<br>187人 | 4,290時間<br>195人 |

※ 数値は一月あたり利用時間（上段）及び実利用人数（下段）

※ 平成27年度及び平成28年度は（実績値）を表す。また平成29年度の見込量は、第5期計画策定時での見込量であり、第4期計画における平成29年度の見込量とは異なる。（以下の表も同じ）

### 【見込量確保に向けての方策】

- 利用者が希望するサービスを利用できるよう事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供を行っていきます。
- 計画相談支援を通じて、障害者にとって真に必要なサービスの支給を図っていきます。
- 利用者に対しても、わかりやすい資料の作成、広報掲載、ホームページ、「障害者のしおり」の配布等で周知を図ります。

## 2 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

### （1）施設による日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、介助者が病気の場合などの短期入所の場など、日中も安心して生活できるような介護サービスの充実をめざします。

#### 【サービスの概要】

| サービス名             | 内容   |
|-------------------|--|
| 療養介護              | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。                                 |
| 生活介護              | 常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                   |

#### 【サービス見込量】

| サービス名                      | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 療養介護                       | (10人分)  | (11人分)  | 9人分    | 11人分   | 11人分   | 11人分   |
|                            | (10人)   | (11人)   | 9人     | 11人    | 11人    | 11人    |
| 生活介護                       | (3,219) | (3,383) | 3,718  | 3,872  | 3,982  | 4,092  |
|                            | (156人)  | (164人)  | 169人   | 176人   | 181人   | 186人   |
| 短期入所<br>(ショートステイ)<br>(福祉型) | (543)   | (561)   | 501    | 492    | 492    | 492    |
|                            | (50人)   | (59人)   | 49人    | 48人    | 48人    | 48人    |
| 短期入所<br>(ショートステイ)<br>(医療型) |         |         | 36     | 36     | 36     | 36     |
|                            |         |         | 5人     | 5人     | 5人     | 5人     |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、「月間の実利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出（単位は人日分）。ただし、常時のサービス提供を必要とする療養介護の利用量については、単に利用者数とした（単位は人分）。



【見込量確保に向けての方策】

- ・計画相談支援を通じて、障害者にとって真に必要なサービスの支給を図っていきます。
- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名          | 内容  |
|----------------|---|
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 対象：身体障害者・難病等対象者<br>身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。 |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 対象：知的障害者・精神障害者<br>食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。        |

【サービス見込量】

| サービス名          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立訓練<br>(機能訓練) | (6)    | (8)    | 22     | 44     | 44     | 44     |
|                | (1人)   | (1人)   | 1人     | 2人     | 2人     | 2人     |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | (95)   | (28)   | 66     | 110    | 132    | 132    |
|                | (4人)   | (4人)   | 3人     | 5人     | 6人     | 6人     |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、「月間の実利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出（単位は人日分）。

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 就労支援（就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）【訓練等給付】

市内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

| サービス名             | 内容   |
|-------------------|--|
| 就労移行支援            | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。  |
| 就労継続支援<br>(A型・B型) | 一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労定着支援            | 一般就労して生活面に課題が生じている人に、一定期間、課題解決に向けた指導・助言等の支援を行います。    |

【サービス見込量】

| サービス名          | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援         | (380)   | (453)   | 646    | 714    | 782    | 850    |
|                | (26人)   | (29人)   | 38人    | 42人    | 46人    | 50人    |
| 就労継続支援<br>(A型) | (453)   | (601)   | 836    | 924    | 1,012  | 1,100  |
|                | (23人)   | (31人)   | 38人    | 42人    | 46人    | 50人    |
| 就労継続支援<br>(B型) | (3,598) | (3,713) | 3,924  | 4,176  | 4,374  | 4,572  |
|                | (198人)  | (208人)  | 218人   | 232人   | 243人   | 254人   |
| 就労定着支援         |         |         |        |        | 330    | 440    |
|                |         |         |        |        | 15人    | 20人    |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、「月間の実利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出（単位は人日分）。

【見込量確保に向けての方策】

- ・就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者及び就労定着支援事業者が確保できるよう、近隣市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

- 入間市障害者就労支援センターりぼんが市と協力し、地元の商店などに理解を求めて短時間労働の場の確保に努めます。
- 障害者雇用促進法の動向等企業に伝えながら、法定雇用率達成のための理解を広げ、就労の場の確保に努めます。
- 入間市障害者就労支援センターりぼんが障害のある人やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に応じ、公共職業安定所、特別支援学校等関係機関との連携を図り、就労の拡大に努めます。

### 3 住まいの確保（居住系サービス）

#### （1）居住支援

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実に努めます。

#### 【サービスの概要】

| サービス名               | 内容  |
|---------------------|---|
| 自立生活援助              | 対象：知的障害者・精神障害者<br>日常生活上の相談支援や医療機関等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。                    |

#### 【サービス見込量】

| サービス名                   | 平成27年度          | 平成28年度          | 平成29年度      | 平成30年度      | 平成31年度      | 平成32年度      |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 共同生活介護<br>(ケアホーム)       |                 |                 |             |             |             |             |
| 自立生活援助                  |                 |                 |             |             | 5人分<br>5人   | 5人分<br>5人   |
| 共同生活援助<br>(グループ<br>ホーム) | (55人分)<br>(54人) | (54人分)<br>(62人) | 66人分<br>66人 | 71人分<br>71人 | 79人分<br>79人 | 85人分<br>85人 |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、単に利用者数とした（単位は人分）。

※ 平成26(2014)年度にケアホームはグループホームに一元化されている。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- ・地域移行の促進に伴うサービス利用にも対応できるよう事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・施設入所者や入院中の精神障害者等のうち地域生活への移行に伴うニーズに合わせて、利用数を確保していきます。

## (2) 施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実をめざします。

### 【サービスの概要】

| サービス名  | 内容  |
|--------|---|
| 施設入所支援 | 施設に入所する障害者で生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。 |

### 【サービス見込量】

| サービス名  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 施設入所支援 | (110人分) | (113人分) | 115人分  | 117人分  | 119人分  | 122人分  |
|        | (110人)  | (113人)  | 115人   | 117人   | 119人   | 122人   |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、単に利用者数とした（単位は人分）。

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。
- ・地域生活への移行を促進する必要があることから、障害福祉サービス利用に伴う計画相談支援において、利用ニーズを的確に把握し真に必要としている方を対象として支援の充実を図っていきます。

## 4 計画相談支援・地域相談支援

障害福祉サービス等を利用する際に、利用者の心身の状況や環境等を勘案しサービス等利用計画案を作成することが必要です。その計画は所定の期間ごとに見直しを行い一人ひとりのニーズに応じた適切なサービス利用に向けて必要な支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行い、地域における自立した生活を実現します。

### 【サービスの概要】

| サービス名              | 内容  |
|--------------------|---|
| 計画相談支援             | 障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス等利用計画案を作成し、所定の期間ごとに計画の見直しを行います。<br>原則として計画案の作成は、特定相談支援事業所が行います。 |
| 地域相談支援<br>(地域移行支援) | 障害者支援施設及び精神科病院に入院している障害者に対し、住居の確保等地域生活の移行のための必要な支援を行います。                              |
| 地域相談支援<br>(地域定着支援) | 居宅において単身で生活する障害者等で地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。                                 |

### 【サービス見込量】

○計画相談支援は障害福祉サービスの利用者が対象となります。新規支給対象者と合わせ、既にサービスを受けている方もサービスの更新に合わせ計画相談の対象としていきます。

| サービス名              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援             | (84人)  | (87人)  | 106人   | 118人   | 126人   | 134人   |
| 地域相談支援<br>(地域移行支援) | (0人)   | (1人)   | 3人     | 4人     | 5人     | 6人     |
| 地域相談支援<br>(地域定着支援) | (0人)   | (0人)   | 2人     | 3人     | 4人     | 5人     |

※ 数値は一月あたり利用人数

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・指定特定相談支援事業者と連携を図りながら、計画相談支援に取り組みます。
- ・指定一般相談支援事業者と連携を図りながら、障害者の意向に沿って着実な地域移行の実施に努めていきます。

## 第5章 地域生活支援事業の見込み

### 1 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### 【事業の概要】

| 事業名             | 内容  |
|-----------------|---|
| 理解促進研修<br>・啓発事業 | 障害者等の理解を深めるための教室、地域住民と障害福祉サービス事業所の職員や当事者との交流、イベントの開催等を通じて地域社会の住民が障害者への理解を深めるための支援を行います。 |

#### 【事業量の見込み】

| 事業名             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 理解促進研修<br>・啓発事業 | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |

#### 【実施に向けた考え方】

- ・事業の実施にあたり、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つような工夫に努めます。

### 2 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### 【事業の概要】

| 事業名       | 内容   |
|-----------|--|
| 自発的活動支援事業 | 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業であり、社会活動支援やボランティア活動支援等、事業の目的を達成するために有効な支援を行います。 |

【事業量の見込み】

| 事業名           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自発的活動<br>支援事業 | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |

【実施に向けた考え方】

- ・事業の実施にあたり、特定の者だけでなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関心・関わりを持つための工夫に努めます。

### 3 相談支援事業

身体障害、知的障害、精神障害、難病等も含め、障害のある人の持つさまざまな相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

| 事業名    | 内容  |
|--------|---|
| 相談支援事業 | 障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 |

【事業量の見込み】

| 事業名                    | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者<br>相談支援事業          | (8か所)  | (9か所)  | 9か所    | 10か所   | 12か所   | 13か所   |
| 基幹相談支援<br>センター         | —      | 設置     | 設置     | 設置     | 設置     | 設置     |
| 成年後見制度<br>利用支援事業       | (2人)   | (1人)   | 4人     | 5人     | 7人     | 8人     |
| 成年後見制度<br>法人後見支援<br>事業 |        |        |        | 実施     | 実施     | 実施     |

※ 障害者相談支援事業の数値は当該年度における事業所数、成年後見制度利用支援事業の数値は実利用人数



【実施に向けた考え方】

- ・福祉サービスの利用支援や権利擁護に十分な対応ができるよう、関係各所と連携し障害者のニーズを把握し、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の充実に努めます。
- ・法人後見支援事業については、社会福祉協議会と連携しその活動の推進について支援を図ります。

## 4 日常的な活動への支援事業

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、意思疎通支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

### (1) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

| 事業名      | 内容  |
|----------|---|
| 意思疎通支援事業 | 意思疎通を図ることに支障のある聴覚障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図ります。 |

【事業量の見込み】

| 事業名       | 平成27年度   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 意思疎通支援事業  | (1,012件) | (912件) | 1,050件 | 1,080件 | 1,120件 | 1,150件 |
| 手話通訳者派遣事業 | (879件)   | (757件) | 870件   | 890件   | 910件   | 930件   |
| 要約筆記者派遣事業 | (133件)   | (155件) | 180件   | 190件   | 210件   | 220件   |

※ 数値は年間計、実利用見込件数

【実施に向けた考え方】

- ・意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣については、入間市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も、社会福祉協議会と調整しながら、意思疎通支援者の充実と積極的な派遣に努めます。

## (2) 日常生活用具の給付事業

### 【事業の概要】

| 事業名            | 内容                                    |
|----------------|---------------------------------------|
| 日常生活用具<br>給付事業 | 重度障害者に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。 |

### 【事業量の見込み】

| 事業名             | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 日常生活用具<br>給付事業  | (2,652件) | (3,017件) | 3,341件 | 3,441件 | 3,491件 | 3,541件 |
| 介護・訓練<br>支援用具   | (5件)     | (9件)     | 12件    | 12件    | 12件    | 12件    |
| 自立生活支援用具        | (19件)    | (17件)    | 22件    | 22件    | 22件    | 22件    |
| 在宅療養等<br>支援用具   | (17件)    | (15件)    | 22件    | 22件    | 22件    | 22件    |
| 情報・意思疎通<br>支援用具 | (34件)    | (24件)    | 30件    | 30件    | 30件    | 30件    |
| 排泄管理<br>支援用具    | (2,573件) | (2,949件) | 3,250件 | 3,350件 | 3,400件 | 3,450件 |
| 居宅生活動作<br>補助用具  | (4件)     | (3件)     | 5件     | 5件     | 5件     | 5件     |

※ 数値は年間計

### 【実施に向けた考え方】

- 必要な日常生活用具の給付を行います。

### (3) 移動支援事業

#### 【事業の概要】

| 事業名    | 内容                               |
|--------|----------------------------------|
| 移動支援事業 | 障害者等が円滑に外出できるよう、ヘルパーにより移動を支援します。 |

#### 【事業量の見込み】

| 事業名    | 平成27年度             | 平成28年度             | 平成29年度         | 平成30年度         | 平成31年度         | 平成32年度          |
|--------|--------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 移動支援事業 | (1,396時間)<br>(75人) | (1,192時間)<br>(83人) | 1,258時間<br>85人 | 1,332時間<br>90人 | 1,406時間<br>95人 | 1,480時間<br>100人 |

※ 数値は、一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

#### 【実施に向けた考え方】

- サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の算入を促進していきます。
- 事業者が実際にサービスを提供する職員の資質向上に努め、その研修の機会を確保するように助言・指導を行い良質なサービスの提供が図られるようにします。

## 5 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

障害者の自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害者でも活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

### 【事業の概要】

| 事業名        | 内 容  |
|------------|--|
| 地域活動支援センター | <p>&lt;基礎的事業&gt;<br/>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>&lt;機能強化事業&gt;<br/>センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> |

### 【事業量の見込み】

| 事業名        | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター | (9か所)   | (9か所)   | 9か所    | 9か所    | 9か所    | 7か所    |
|            | (155人分) | (160人分) | 150人分  | 150人分  | 150人分  | 120人分  |
|            | (13人分)  | (13人分)  | 18人分   | 18人分   | 18人分   | 18人分   |

※ 数値は上段から実施か所数（市内施設）、実利用者数（市内施設利用者、一月あたり）  
実利用者数（市外施設利用者、一月あたり）

### 【実施に向けた考え方】

- ・ 地域活動支援センターの在り方を見直し、事業者や利用者の意向を確認しながら、生活介護施設、就労継続支援B型施設等障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所への形態変更を促進します。

## 6 その他の事業（任意事業）

入間市で実施してきた地域生活をささえる各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置づけて実施します。

### 【事業の概要】

| 事業名                  | 内容  |
|----------------------|---|
| 福祉ホーム事業              | 居住の場を求めている人に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。   |
| 訪問入浴サービス事業           | 家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問等により入浴サービスを提供します。   |
| 日中一時支援事業             | 介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。                          |
| 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 | 就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者で所定の要件を満たす人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。 |
| 知的障害者職親委託事業          | 知的障害のある人を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能訓練を行います。                                      |
| 社会参加促進事業             | スポーツ・レクリエーション活動など、障害のある人の社会参加を促進する事業を行います。  |

### 【事業量の見込み】

| 事業名                      | サービス量      | 平成    | 平成    | 平成   | 平成   | 平成   | 平成   |
|--------------------------|------------|-------|-------|------|------|------|------|
|                          |            | 27年度  | 28年度  | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 福祉ホーム事業                  | 施設数        | (1)   | (1)   | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 訪問入浴サービス事業               | 年間<br>利用回数 | (82)  | (126) | 128  | 132  | 134  | 138  |
| 日中一時支援事業                 | 月間<br>利用人数 | (117) | (121) | 145  | 150  | 155  | 160  |
| 更生訓練費・施設入所者<br>就職支度金給付事業 | 年間件数       | (11)  | (10)  | 15   | 15   | 15   | 15   |
| 知的障害者<br>職親委託事業          | 対象者数       | (1)   | (1)   | 1    | 1    | 1    | 1    |

| 事業名                     | サービス量       | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
|-------------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 社会参加促進事業                |             |            |            |            |            |            |            |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業    | 開催件数        | (6)        | (7)        | 5          | 5          | 5          | 5          |
| 点字・声の広報等<br>発行事業        | 発行回数        | (26)       | (26)       | 26         | 26         | 26         | 26         |
| 手話通訳者養成講習               | 実修了<br>見込者数 | (8)        | (10)       |            | 7          |            | 10         |
| 要約筆記者養成講習               | 実修了<br>見込者数 |            | (5)        |            | 5          |            | 10         |
| 自動車運転免許<br>取得費助成事業      | 年間件数        | (3)        | (2)        | 3          | 3          | 3          | 3          |
| 自動車改造費<br>助成事業          | 年間件数        | (10)       | (10)       | 10         | 10         | 10         | 10         |
| 聴覚障害者用福祉電話<br>基本料金等助成事業 | 助成人数        | (61)       | (61)       | 63         | 63         | 63         | 63         |

※ 手話通訳者養成講習及び要約筆記者養成講習は2年度で講習を修了する。

#### 【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

## 第6章 障害児支援事業の見込み

### 1 障害児通所支援

障害福祉サービスと合わせて、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保を図り、良質かつ適切なサービスの提供をめざします。

#### 【事業の概要】

| サービス名      | 内容   |
|------------|--|
| 児童発達支援     | 療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。           |
| 放課後等デイサービス | 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援   | 施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。  |

#### 【事業量の見込み】

| サービス名      | 平成27年度 | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援     | (230)  | (302)   | 398    | 479    | 541    | 598    |
|            | (37人)  | (46人)   | 49人    | 59人    | 67人    | 74人    |
| 放課後等デイサービス | (524)  | (1,031) | 1,391  | 1,626  | 1,848  | 2,081  |
|            | (62人)  | (115人)  | 138人   | 161人   | 183人   | 206人   |
| 保育所等訪問支援   | (0)    | (0)     | 2      | 4      | 4      | 4      |
|            | (0人)   | (0人)    | 2人     | 4人     | 4人     | 4人     |
| 合 計        | (754)  | (1,333) | 1,791  | 2,109  | 2,393  | 2,683  |
|            | (99人)  | (132人)  | 189人   | 224人   | 254人   | 279人   |

※ 数値は一月あたり利用量（上段）及び実利用人数（下段）

※ 利用量は、「月間の実利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出（単位は人日分）。

※ 「医療型児童発達支援」及び「居宅訪問型児童発達支援」は、「児童発達支援」に要素を含めています。

### 【実施に向けた考え方】

- ・ 障害福祉サービスと併せて児童福祉法に基づく専門的な障害児支援の確保に努め、関係機関と連携を図りながら、障害児本人及びその家族が乳幼児期から一貫した支援を身近な場所で受けられる体制の構築が必要と考えています。

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・ 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、児童発達支援センターの設置に向け、研究するとともに、事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

## 2 障害児相談支援

障害児が効果的な支援を身近な場所で利用するために、相談支援の充実を図ります。

### 【事業の概要】

| サービス名   | 内容  |
|---------|---|
| 障害児相談支援 | 障害児の心身の状況や環境等を勘案し障害児支援利用計画案を作成し所定の期間ごとに計画の見直しを行います。 |

### 【事業量の見込み】

| サービス名   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障害児相談支援 | (11件)  | (17件)  | 29件    | 30件    | 31件    | 32件    |

※ 数値は一月あたり障害児支援相談件数

### 【実施に向けた考え方】

- ・ 障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な支援を行います。
- ・ 障害児の心身の状況に応じて、必要なサービスが受けられるように支援していきます。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、障害児及びその家族に負担がかからないように障害児相談支援事業所に丁寧につないでいきたいと考えています。

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・ 地域の障害児の相談支援体制の充実のため、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。



### 3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。

#### 【事業の概要】

| サービス名       | 内容   |
|-------------|--|
| コーディネーターの配置 | 医療的ケア児に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。 |

#### 【事業量の見込み】

| サービス名         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| コーディネーターの配置人数 |        |        |        | 1名     | 1名     | 1名     |

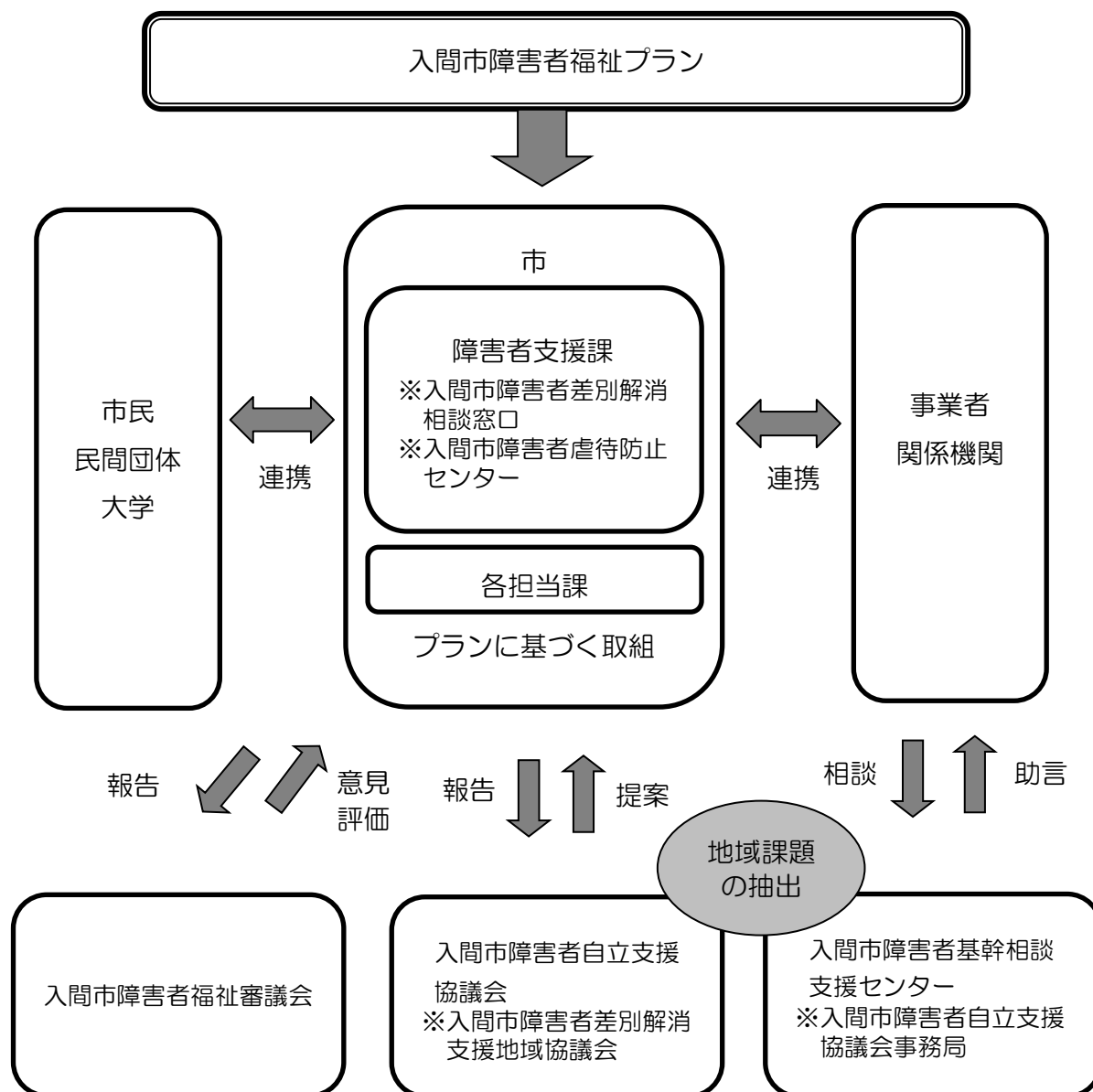
#### 【実施に向けた考え方】

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、障害児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

## 第4部 計画の推進に向けて

# 1 推進体制

本プランを推進するため、民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の関係者及び関係機関との連携を図り、当事者や家族、関係団体等の意見やニーズの把握に努め、それらに配慮しつつ施策の推進に当たります。



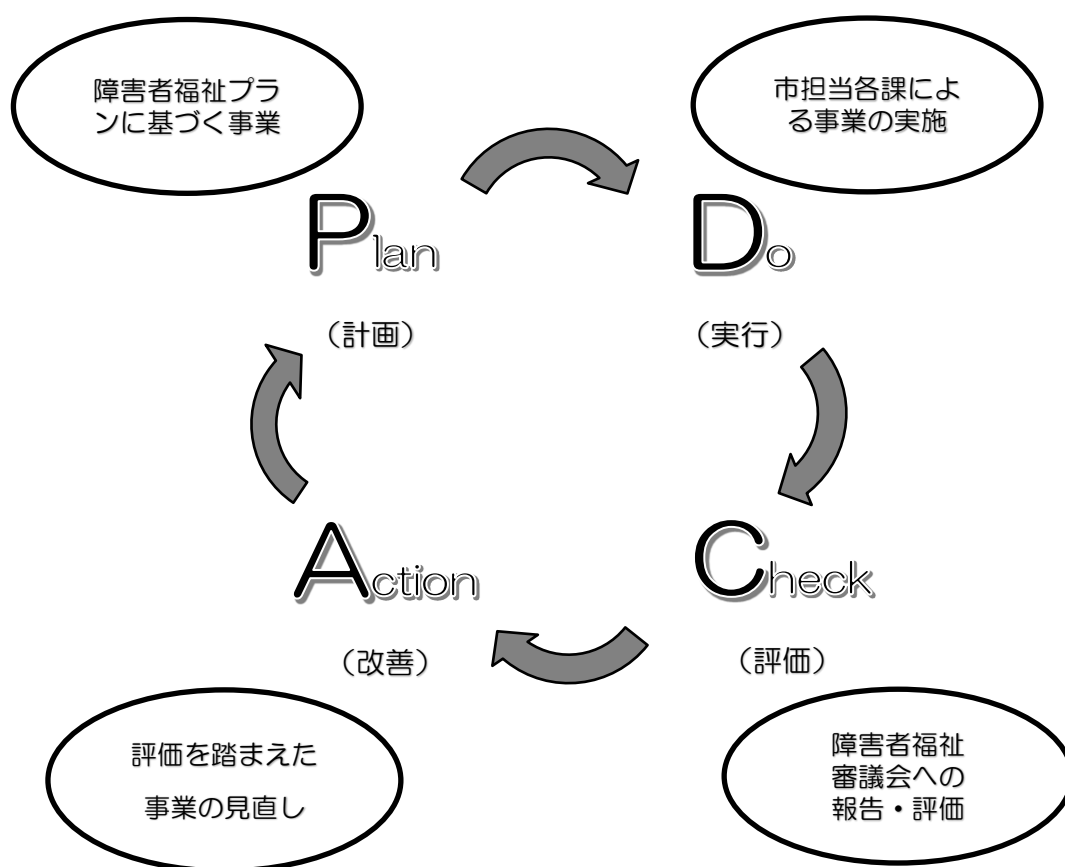
※障害者支援課は、入間市障害者差別解消相談窓口・入間市障害者虐待防止センターの役割を有しています。

※入間市障害者自立支援協議会は、入間市障害者差別解消支援地域協議会の役割を有しています。

※入間市障害者基幹相談支援センターは、入間市障害者自立支援協議会事務局の役割を有しています。

## 2 計画推進のための進行管理

本プランの推進にあたり、年度ごとに進捗状況を調査・把握し、入間市障害者福祉審議会に報告、課題点の確認等を行い、それらを次年度の事業に反映させることとします。また、次期障害者福祉プラン策定前に市民意識調査を行い、進捗状況を評価し、次期プラン策定につなげます。



## 第 5 部 關係資料

# 1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日

条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成5年条例第23号）抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

附 則（平成13年条例第12号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の入間市障害者福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

任期 平成27年4月1日～平成30年3月31日

| No. | 選出区分         | 職名    | 氏名                  | 所属                       |
|-----|--------------|-------|---------------------|--------------------------|
| 1   | 知識経験者        | 会長    | ふくしま しんご<br>福島 慎吾   | 認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク |
| 2   | 公募委員         | 副会長   | よしかわ きょうこ<br>吉川 京子  |                          |
| 3   |              |       | さとう けいご<br>佐藤 啓吾    |                          |
| 4   |              |       | いまい ひでお<br>今井 英雄    |                          |
| 5   | 障害福祉<br>関係団体 |       | たなべ じん<br>田邊 仁      | 入間市身体障害者福祉会              |
| 6   |              |       | ないとう ひでこ<br>内藤 英子   | 入間市手をつなぐ親の会              |
| 7   |              |       | もりた のぼる<br>森田 登     | 入間市聴覚障害者の会               |
| 8   |              |       | ながしま じゅんいち<br>長嶋 順一 | 社会福祉法人創和                 |
| 9   |              |       | やまだ あやか<br>山田 綾香    | 社会福祉法人羽搏会                |
| 10  |              |       | こばやし かずお<br>小林 一夫   | 入間市社会福祉協議会               |
| 11  |              |       | いわさき ひろし<br>岩崎 廣司   | 入間市障害者自立支援協議会            |
| 12  |              |       | はしもと としこ<br>橋本 敏子   | 入間市民生委員・児童委員協議会          |
| 13  |              |       | さとう いづみ<br>佐藤 いづみ   | 点訳入間六ツ星会                 |
| 14  |              | 知識経験者 |                     | のざわ じゅんこ<br>野澤 純子        |
| 15  |              |       | おおくぼ あや<br>大久保 麻矢   | 東京家政大学                   |



### 3 入間市障害者福祉プラン策定の経過（概要）

| 年 月     | 内 容   |
|---------|---|
| 平成29年3月 | 入間市障害者計画について「地域生活支援」「こども」「啓発」の3部会を立ち上げ、検討することを決定する。<br>(平成28年度第3回入間市障害者福祉審議会) |
| 4～6月    | 各部会において、平成27～29年度計画の評価と素案の検討を行う。  |
| 5月      | 入間市障害者計画の策定について諮問する。<br>(平成29年度第1回入間市障害者福祉審議会)                                |
| 7月      | 部会検討結果の報告を行う。<br>(平成29年度第2回入間市障害者福祉審議会)                                       |
| 7～8月    | 部会検討結果について、庁内関係課との調整を行う。  |
| 9月      | 原案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。<br>(平成29年度第3回入間市障害者福祉審議会)                         |
| 10月     | 原案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。<br>(平成29年度第4回入間市障害者福祉審議会)                         |
| 11月     | 庁内意見聴取を行う。  |
| 11～12月  | パブリックコメント手続きにより、市民の意見を募集する。   |
| 平成30年1月 | パブリックコメント、計画案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。(平成29年度第5回入間市障害者福祉審議会)                  |
| 2月      | 入間市障害者計画についての審議を終了する。<br>(平成29年度第6回入間市障害者福祉審議会)                               |
| 3月      | 入間市障害者計画の策定について答申を受ける。  |
| 3月      | 入間市障害者福祉プランを決定する。   |

## 4 諮問書

入障発第 214 号

平成29年5月17日

入間市障害者福祉審議会

会長 福島 慎吾 様

入間市長 田中 龍夫

入間市障害者計画の策定について（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1 入間市障害者計画の策定について

##### 諮問の趣旨

市では、障害者福祉の向上を図るために、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村障害者計画及び市町村障害福祉計画として、入間市障害者福祉プランを策定し、3年ごとに見直しを行っています。

現プランが平成29年度を終期としていることから、障害者を取り巻く状況の変化、このプランに児童福祉法に基づく障害児福祉計画が加わること等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする入間市障害者福祉プランのうち、入間市障害者計画の策定についてご審議頂きたく諮問するものです。

## 5 答申書

平成30年3月6日

入間市長 田中 龍夫 様

入間市障害者福祉審議会  
会長 福島 慎吾

入間市障害者計画の策定について（答申）

平成29年5月17日付け入障発第214号で諮問のあった入間市障害者計画の策定について、当審議会では6回の審議会、各3回又は4回の部会を開催し、慎重に検討した結果、別紙のとおり「入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～」としてまとめましたので、ここに答申します。

## 6 用語集

(アイウエオ順)


| 用語                   | 解説   |
|----------------------|--|
| アウトリーチ               | 援助が必要な人に対し、公的機関などが、積極的に支援を働きかけること。   |
| 入間市障害者基幹相談支援センター     | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の相談支援事業所の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。   |
| 入間市障害者就労支援センターりぼん    | 障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関。就職支援や職場定着支援を行う。入間市障害者相談支援センター「りぼん」と同室にあり、生活と就労の一体的な支援を行っている。   |
| 入間市障害者自立支援協議会        | 地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。   |
| 入間市障害者相談支援センターりぼん    | 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談を受ける機関。市庁舎3階に設置。   |
| インクルーシブ保育・教育         | インクルーシブは「包容」とも訳し、障害のある子どもとそうでない子どもが学校の大半を通常の学級で共に学習すること。障害者権利条約でも言われており、その実践が求められている。文部科学省も「インクルーシブ教育の推進」として取り組んでいる。<br>インクルーシブ保育は、この考えかたを保育の場に移したもの。          |
| 元気キッズ                | 入間市が未就学の児童とその保護者を対象に実施する児童発達支援事業。  |
| 支援籍学習                | 障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き学習する埼玉県独自の制度。<br>特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小中学校に支援籍を置いたり、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、交流を持つほか必要な指導を受ける。 |
| 児童発達支援センター           | 地域の障害のある児童とその保護者への支援のほか、地域の障害児を支援する施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設。  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム | 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）などの包括的な支援体制。   |

|             |  |
|-------------|--|
| 地域生活支援拠点    | 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な支援を切れ目なく提供するための拠点   |
| 地域リハビリテーション | 高齢者や障害のある方が、住み慣れた場所で、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、保健、医療、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う活動。   |
| 茶おちゃお       | 入間市が実施する幼児の通級指導教室。小学生・中学生の通級指導教室は「ちやいむ・ちゃんす教室」。  |
| 避難行動要支援者    | 平成25年6月の災害対策基本法の改正により使われるようになった言葉。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。 |
| 福祉避難所       | 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等一般の避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族を対象とした避難所。   |
| ユニバーサルデザイン  | 障害の有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。   |

■ 障害者のシンボルマーク ■


| シンボルマーク   | マークの名称                 | 概要等   |
|---|------------------------|---|
|    | 障害者のための国際シンボルマーク       | このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。    |
|    | 盲人のための国際シンボルマーク        | このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。                       |
|    | 聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク    | このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。現在では、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されたりしています。                |
|   | 聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク) | このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたものです。聴覚障害者には、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。       |
|  | 「ハート・プラス」マーク           | このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すものです。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないことから、そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。 |
|  | オストメイトマーク              | このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。                                      |
|  | 身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク   | このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言い、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。    |
|  | 身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)  | このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。       |
|  | 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)      | このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。                     |

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」  
入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

 入間市障害者相談支援センター 「りぼん」

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」は、障害のある方などからの相談に応じ、障害のある方やその家族が自由で自立した日常生活または社会参加をし、誰もが安心して入間市民の一員として暮らしていくことができるように支援を行っています。

※入間市障害者相談支援センター 「りぼん」は、「相談支援事業所イノセント」、「相談支援事業所創和」、「相談支援事業所大樹」、「相談支援事業所千鳥」の4事業所により運営されています。

 入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

入間市障害者就労支援センター 「りぼん」は、障害のある方が企業などで「働きたい!」「働き続けたい!」ということを応援しています。

※応援の内容は?

「就職支援」…働くことに関する相談にお応えします。ハローワークや関係機関と連携して実習先を紹介し職場に同行するなど、就職の支援を行います。  
「職場定着支援」…仕事を覚え、職場に慣れるような支援、生活や余暇の支援も行います。

※入間市障害者就労支援センター「りぼん」は、社会福祉法人創和により運営されています。

 愛称 『りぼん』

『りぼん』 = Ribbon (リボン)

地域の【人】と【人】を『りぼん』(障害者相談支援センター・障害者就労支援センター)が結んでいきます。

|      |  |
|------|--|
| 相談受付 | 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)<br>朝8時30分から夕方5時15分まで |
| 相談料  | 無料                                       |
| 場所   | 入間市役所 B棟3階                               |



# 入間市障害者福祉プラン

入間市障害者計画・入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

発行日 平成30年3月  
発行 埼玉県入間市  
編集 入間市福祉部障害者支援課  
〒358-8511  
入間市豊岡1丁目16番1号  
TEL 04-2964-1111 (代表)  
E-mail ir313000@city.iruma.lg.jp